

長崎市障害福祉サービス 支給決定基準

令和8年3月
長崎市障害福祉課



はじめに

厚生労働省通知（平成 19 年 3 月 23 日障発第 0323002 号）「介護給付費等の支給決定等について」によれば、市町村は、勘案事項を踏まえつつ、介護給付費等の支給決定を公平かつ適正に行うためには、あらかじめ支給の要否や支給量の決定についての支給決定基準を定めておくことが適当である、と示されている。こうしたことから、この支給決定基準は、総合支援法に基づく障害福祉サービスの種類ごとに支給の要否や支給量を定め、次のとおり公平かつ適正に支給決定することを目的とする。

- ① 支給量の決定は、地域で生活するための生活全般のニーズに応じて作成されるサービス等利用計画やその他勘案事項に基づき決定する。
- ② この支給決定基準は、一人一人の支給量を決定する際の基準を定めるものであり、個々のサービス利用者に対する支給量の上限とするものではない。

また、国の通知等があった際には、本基準を速やかに改正するが、改正するまでの間は、当該通知に
もとづいた決定を行うこととする。

目次

| | |
|---|----|
| はじめに | 2 |
| 第1章 基本的な考え方 | 4 |
| 第1節 支給決定の基本事項(居住地原則と居住地特例) | 4 |
| 第2節 障害福祉サービス等利用対象者について | 5 |
| 第3節 支給決定基準を定める障害福祉サービス等 | 6 |
| 第4節 支給決定基準の取り扱い | 6 |
| 第5節 障害支援区分・支給決定期間・標準利用期間・暫定支給期間について | 9 |
| 第2章 支給決定基準 | 11 |
| 第1節 介護給付費 | 11 |
| 1-1 居宅介護(ホームヘルプ)【共通事項】 | 11 |
| 1-1-1 居宅介護(ホームヘルプ) <身体介護> | 13 |
| 1-1-2 居宅介護(ホームヘルプ) <家事援助> | 15 |
| 1-1-3 居宅介護(ホームヘルプ) <通院等介助> | 19 |
| 1-1-4 居宅介護(ホームヘルプ) 通院等乗降介助 | 22 |
| 1-2 重度訪問介護 | 23 |
| 1-3 同行援護 | 27 |
| 1-4 行動援護 | 30 |
| 1-5 療養介護 | 33 |
| 1-6 生活介護 | 35 |
| 1-7 短期入所(ショートステイ) | 37 |
| 1-8 重度障害者等包括支援 | 39 |
| 1-9 施設入所支援 | 41 |
| 第2節 訓練等給付 | 43 |
| 2-1 自立訓練(機能訓練) | 43 |
| 2-2 自立訓練(生活訓練) | 45 |
| 2-3 宿泊型自立訓練 | 47 |
| 2-4 就労移行支援・就労継続支援【共通事項】 | 49 |
| 2-4-1 就労移行支援 | 53 |
| 2-4-2 就労継続支援A型 | 55 |
| 2-4-2 就労継続支援B型 | 57 |
| 2-5 就労定着支援 | 59 |
| 2-6 就労選択支援 | 61 |
| 2-7 自立生活援助 | 64 |
| 2-8 共同生活援助(グループホーム) | 66 |
| 第3節 地域相談支援 | 68 |
| 3-1 地域移行支援 | 68 |
| 3-2 地域定着支援 | 70 |

第1章 基本的な考え方

第1節 支給決定の基本事項(居住地原則と居住地特例)

(1) 法律上の取扱い

障害福祉サービス等の支給決定については、原則として申請者である障害者又は障害児の保護者の居住地の市町村が行う(居住地原則)。

ただし、施設等所在地の支給決定等事務及び費用負担が過大とならないよう、居住地原則の例外として、一定の施設等の入所・入居者については、入所する前に居住地を有していた市町村が支給決定の実施主体となる(以下「居住地特例」という。)

対象となる施設等に継続して入所等をする間(他の対象施設等に移る場合を含む。)は、最初に施設等に入所等をする前の居住地市町村が引き続き支給決定の実施主体となる。

居住地特例の対象となる施設等は以下のとおり。

- 1 障害者支援施設
- 2 のぞみの園
- 3 児童福祉施設
- 4 療養介護を行う病院
- 5 生活保護法第30条第1項ただし書の施設
- 6 共同生活援助を行う住居
- 7 有料老人ホーム、軽費老人ホーム、養護老人ホーム
(これらの施設のうち、地域密着型特定施設を除く)
- 8 介護保険法第48条第1項第1号に規定する指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院(介護保険法第8条第25項に規定する介護保険施設)

なお、障害者となる以前(18歳になる以前)から、措置又は契約により、児童福祉施設に入所しており、引き続き特定施設(上記1から8までの施設)に入所又は入居する者の実施主体は、当該者が18歳になる前日(障害児であったとき)に当該障害児の保護者が居住地を有した市町村とする。(障害児が18歳になる前に障害者みなしとして特定施設に入所又は入居する場合は、当該者が特定施設に入所又は入居する日の前日に障害児の保護者が有する居住地の市町村が実施主体となる。)7、8の施設については、令和5年4月以後に入所又は入居することにより、当該施設の所在する場所に居住地を変更したと認められる場合に居住地特例の対象とする。

(2) 運用上の取扱い

運用上、以下の施設等についても入居前に居住地を有した市町村(継続して2つ以上の(1)及び(2)に掲げる施設等に入所等している者については、最初に入所等した施設等の入所の前に居住地を有した市町村)を実施主体とする。

- ・福祉ホーム
- ・宿泊型自立訓練
- ・精神障害者退院支援施設

また、精神科病院その他以下に掲げる矯正施設等（以下「精神科病院等」という。）に入院、入所等している者又は退院、退所等して居住地特例対象施設に入所、入居等する者についても、運用上、精神科病院等に入院・入所等する前に居住地を有した市町村を実施主体とする。

なお、刑事施設又は少年院（以下「矯正施設」という。）収容前に居住地を有していないか又は明らかでない者については、矯正施設収容前におけるその者の所在地に当たる逮捕地の市町村を実施主体とする。

- ・精神科病院(精神科病院以外の病院で精神病室が設けられているものを含む。)
- ・刑事施設（刑務所、少年刑務所、拘置所）
- ・少年院
- ・更生保護施設
- ・自立更生促進センター
- ・就業支援センター
- ・自立準備ホーム

第2節 障害福祉サービス等利用対象者について

障害福祉サービス又は地域相談支援を利用する際には、当該利用者が障害者（障害児）であるかどうかを次の書類等で確認を行う。

| 種 別 | 確 認 事 項 |
|-------|---|
| 身体障害者 | 身体障害者手帳 |
| 知的障害者 | <ul style="list-style-type: none"> ・療育手帳 ・療育手帳を有しない場合は、市が知的障害者更生相談所に意見を求めて確認する。 |
| 精神障害者 | <ul style="list-style-type: none"> ・精神障害者保健福祉手帳 ・自立支援（精神通院）医療受給者証 ・精神障害を事由とする障害年金証書 ・医師の診断書（国際疾病分類ICD-10コードに記載があり、市町村に精神障害であることを認められたものであって、「知的障害」以外の疾病） <p style="color: red; font-weight: bold;">※医師の診断書で申請をする場合、更新のつど診断書の提出が必要</p> |
| 難病対象者 | <ul style="list-style-type: none"> ・医師の診断書 ・特定医療費（指定難病）受給者証 ・登録者証（指定難病） ・指定難病に罹患していることが記載されている難病医療費助成の却下通知等 |
| 障害児 | <ul style="list-style-type: none"> ・障害者手帳 ・特別児童扶養手当等を受給していることを証明する書類 ・医師の診断書等（障害を有していると認められるもの） <p>※手帳を有しない又は手当等を受給していない場合は、障害児通所支援の対象者要件に準ずる。</p> |

第3節 支給決定基準を定める障害福祉サービス等

1 障害福祉サービス

1 訪問系

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援

2 日中活動系

短期入所（ショートステイ）、療養介護、生活介護

3 施設系

施設入所支援

4 居住支援系

自立生活援助、共同生活援助（グループホーム）

5 訓練系・就労系

自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、宿泊型自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援、就労選択支援

2 地域相談支援

地域移行支援、地域定着支援

第4節 支給決定基準の取り扱い

- 1 支給決定基準は介護給付費等の支給決定を公平かつ適正に行うために、あらかじめ支給の要否や支給量の決定についての運用の原則を示したものである。また、指定特定相談支援事業者等により、サービスの利用を希望する障害者又は障害児の保護者（申請者）の心身の状況、その置かれている環境、サービスの利用に関する意向その他の事情を勘案して作成されたサービス等利用計画案、障害児支援利用計画案を申請者が提出し、サービスを利用することを適当と認めた場合に支給決定を行うものとする。
- 2 障害福祉サービス等の支給量は、特定相談支援事業者等が作成したサービス等利用計画案・障害児支援利用計画案に明記されている申請者本人の必要なサービス量や理由、算出根拠等を勘案し、原則として本基準に定める支給量（以下「支給基準量」という。）の範囲内で支給決定を行う。
- 3 介護給付費の支給基準量と乖離した場合の支給決定
個々の利用者の障害状況や介護者の状況等により、支給基準量を超えたサービス支給量が必要で、市が認める場合には、支給基準量の2.0倍を上限として支給決定を行う。ただし、基準を超えて希望する理由書を別途添付する必要がある。
それでもなお次のサービスにおいて支給量が必要だという申請があった場合は、市の担当課で協議の上、必要に応じて障害支援区分認定等審査会（以下「審査会」という。）の委員の意見を聴いた上で個別に適切な支給量を定めることとする。

- ・居宅介護、重度訪問介護、重度障害者等包括支援対象者

4 訓練等給付の標準利用期間を超える場合の支給決定

訓練等給付は、障害者が自立した生活を営むために必要となる能力や知識の訓練や、地域社会へ移行していくために必要な訓練を行うためのサービスであり、様々な種類がある。また、サービスには無期限のものと有期限のものがあり、必要に応じて支給決定期間が延長可能なものがある。（ただし、延長する際に条件があるサービスもあり）

次のサービスについては、個々の利用者の障害状況や介護者の状況等により、障害支援区分認定審査会の個別審査を経て、支給決定期間を延長することが可能とする。

ただし、就労移行支援において、標準利用期間を超える場合には令和9年4月より原則就労選択支援を利用することとなる。

- ・自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、宿泊型自立訓練、自立生活援助

5 併用給付（同時に支給決定できる障害福祉サービスの組み合わせ）については、サービス提供事業所が受ける報酬に重複が発生しない利用形態であるならば、障害者の自立を効果的に支援する観点から、市がその必要性について適切に判断し、特に必要と認める場合は併給を妨げないものとする。

6 1か月の計算方法

訪問系サービスの1か月当たりの時間数については、原則として、1か月4.5週で計算を行う。ただし、利用の仕方により、月の時間数に不足が生じる場合には、回数に当てはめて計算する。

※週1回の場合は×5週としてかまわない。

$$\boxed{1 \text{ か月の支給量} = 1 \text{ 週間の利用支給量} \times 4.5 \text{ 週}}$$

7 介護保険対象者に係る障害福祉サービス等の支給決定

サービス内容や機能から、障害福祉サービスに相当する介護保険サービスがある場合、基本的には介護保険サービスの利用が優先される。ただし、介護保険に相当するものがない障害福祉サービス固有のものと認められるもの（同行援護、行動援護、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援）については、状況に応じて利用することができる。具体的には次のとおり。

① 障害福祉サービスの支給決定を受けている者が介護保険適用年齢等に達した場合

障害福祉サービスの支給決定を受けている者が、介護保険対象者になる場合としては、以下の場合が想定される。

- ・65歳となる場合 *65歳誕生日の60日前から介護保険の申請可能
- ・特定疾病（16疾病）※該当者で40歳となる場合
- ・特定疾病（16疾病）※該当者（40～64歳）であって、生活保護受給者の生活保護が廃止された場合

※生活保護受給中は障害福祉サービスが優先されるが、生活保護廃止になれば介護保険の対象となる。

※特定疾病（加齢と関係がある 16 疾病）

| | | |
|-----------------------------|--------------|--------------|
| ○がん（末期） | ○パーキンソン病関連疾患 | ○糖尿病性神経障害 |
| ○関節リウマチ | ○脊髄小脳変性症 | 糖尿病性腎症 |
| ○筋萎縮性側索硬化症 | ○脊柱管狭窄症 | 糖尿病性網膜症 |
| ○後縦靭帯骨化症 | ○早老症 | ○脳血管疾患 |
| ○閉塞性動脈硬化症 | ○慢性閉塞性肺疾患 | ○骨折を伴う骨粗しょう症 |
| ○多系統萎縮症 | ○初老期における認知症 | |
| ○両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形症関節症 | | |

・介護保険法に基づく要介護認定等を受けた結果、非該当と判定された場合等、介護保険サービスを利用できない場合であって、なお障害福祉サービスによる支援が必要と市が認める場合は、必要な障害福祉サービスを支給する。（介護給付費に係るサービスについては、必要な障害支援区分が認定された場合に限る。また、介護保険被保険者証、基本チェックリスト等、介護保険で非該当と証明できる書類を市障害福祉課へ提出する）

非該当と判定後も、障害支援区分の更新時には原則介護保険の申請をすることとする。

・利用可能な介護保険サービスに係る事業所又は施設が身近にない、あっても利用定員に空きがない等、介護保険サービスを利用することが困難と市が認める場合は、必要な障害福祉サービスを支給する。（当該事情が解消されるまでの間に限る）

② すでに介護保険適用年齢等の者が、新規で障害福祉サービスの利用を希望する場合

○申請時の年齢による障害福祉サービスの適用

△は原則介護保険優先だが要相談

| サービス内容 | 新規申請時の年齢 | |
|------------------------|--------------|-------|
| | 40～64歳（16疾病） | 65歳以上 |
| 居宅介護・重度訪問介護・重度障害者等包括支援 | ×（※1） | |
| 同行援護 | ○ | ○ |
| 行動援護 | △（※2） | △（※2） |
| 短期入所 | △（※3） | × |
| 生活介護 | 通所 | × |
| | 入所 | × |
| 療養介護 | △ | × |
| 施設入所支援 | △（※3） | × |
| 自立生活援助 | ○ | × |
| 共同生活援助 | △（※3） | × |
| 宿泊型自立訓練 | ○ | △（※4） |
| 自立訓練 | 生活訓練 | △（※4） |
| | 機能訓練 | × |
| 就労移行支援 | ○ | × |
| 就労継続支援 | A型 | × |

| | | | |
|---------------|----|---|-------|
| | B型 | ○ | △(※4) |
| 就労定着支援 | | ○ | × |
| 就労選択支援 | | ○ | × |
| 地域移行支援・地域定着支援 | | ○ | ○ |

※1 次の所定の適用条件を満たす場合、介護保険サービスを利用した上で障害福祉サービスの上乗せ支給が可能。

- ・要介護5の人
- ・身体障害者手帳1級であり、両上下肢のいずれにも障害がある肢体不自由または呼吸器障害の人
- ・介護保険の支給限度額までサービスを利用し、サービスの50%以上が訪問介護を占めている

※2 行動援護は、退院等に係る支援及び社会生活上必要不可欠な外出（生活必需品の買い物等）に係る支援を要するものは、介護保険サービスを優先する。

※3 原則介護保険優先であるが、精神疾患や知的障害等、障害の特性により、障害福祉サービスの利用が適当と市が認めた場合は、障害福祉サービスを支給することができる。

※4 申請は可能であるが、要件があるため要相談。

第5節 障害支援区分・支給決定期間・標準利用期間・暫定支給期間について

障害支援区分とは支給決定手続きの透明化・公平化を図る観点から、サービスの種類や量などを決定するための判断材料の一つとして、障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる支援の度合いを表す指標である。

支給基準量は原則として申請者の「障害支援区分」を考慮し定める。

また、サービスには障害支援区分の認定が必要なサービス（介護給付）と認定が不要なサービス（訓練等給付）がある。障害支援区分の認定が不要なサービス（訓練等給付）については、障害者の状況を把握し、適切なサービス量を支給するため、簡易的な調査票（状況確認票）を用いて聴き取りを行うものとする。

【障害福祉サービス早見表】

| | | 障害支援区分 | | | | | | 支給決定 期間 | 標準利用 期間 | 暫定支給 期間 | その他 | |
|-----------------|----------|----------------|----------|------|--------------------------------|---|---|------------|------------|------------|-----------------|--|
| | | 非 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | | | | | 6 |
| 介護 給付 | 居宅 介護 | 身体介護 | | | | | | | 1年 | / | / | |
| | | 家事援助 | | | | | | | 1年 | | | |
| | | 通院等介助 ※介護あり | | | | | | | 1年 | | | ※認定調査項目の条件あり |
| | | 通院等介助 ※介護なし | | | | | | | 1年 | | | |
| | | 重度訪問介護 | | | | | | | 1年 | | | |
| | | 同行援護 | | | | | | | 1年 | | | |
| | | 行動援護 | | | | | | | 1年 | | | ※認定調査項目の行動関連項目が10点以上の者 |
| | | 療養介護 | | | | | | ※ | 3年 | | | ※区分5の場合、条件あり |
| | | 生活介護 | | | ※ | | | | 3年 | | | ※通所のみと施設入所と併用の場合とで対象となる区分が異なる |
| | | 短期入所 | | | | | | | 1年 | | | |
| | | 重度障害者等包括支援 | | | | | | | 1年 | | | |
| | | 施設入所支援 | | | ※ | | | | 3年 | | | ※50歳以上の場合は区分3以上 ※就労系サービスを受けている場合は区分の条件はなし |
| | | 訓練 等 給付 | 自立 訓練 | 機能訓練 | 区分不要 ※ただし、共同生活援助のみ区分必要な場合あり | | | | | | | 1年 |
| 生活訓練 | 1年 | | | 2年 ※ | | | | | | | 2か月 | ※1年以上の精神科病院入院対象者は3年 |
| 宿泊型自立訓練 | 1年 | | | 2年 ※ | | | | | | | 2か月 | ※1年以上の精神科病院入院対象者は3年 |
| 就労移行支援 | 1年 | | 2年 | 2か月 | | | | | | | | |
| 就労継続支援A型 | 3年 | | / | 2か月 | | | | | | | | |
| 就労継続支援B型 | 1年 ※ | | / | / | | | | | | | ※50歳以上の場合の期間は3年 | |
| 就労定着支援 | 1年 | | 3年 | / | | | | | | | | |
| 就労選択支援 | 1か月 | | / | / | | | | | | | さらに1か月のみ更新可能 | |
| 自立生活援助 | 1年 | | / | / | | | | | | | | |
| 共同生活援助(グループホーム) | 3年 ※ | | / | / | | | | | | | ※体験利用の期間は1年 | |
| 地域 支援 相談 | 地域移行支援 | | | | | | | 6か月 | / | / | | |
| | 地域定着支援 | | | | | | | 1年 | / | / | | |

第2章 支給決定基準

第1節 介護給付費

1-1 居宅介護(ホームヘルプ)【共通事項】

サービス内容

障害者等につき、居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を行う。

二人介護に関する基準

二人介護は、次のいずれかに該当する場合に、必要な時間に限り認める。

- 1 障害者等の身体的理由により一人介護では困難と認められる場合
(例：体重の重い利用者に入浴介助等の重介護を提供する場合等)
- 2 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合
- 3 その他障害者等の状況等から判断して、(1)、(2)に準ずると認められる場合
(例：エレベーターなしの2階以上の居室から歩行困難者を外出させる場合等)

身体介護、通院等介助の2人介護の場合には、原則として支給基準量の2倍の範囲内で必要量を認める。

例えば、1人当たり20時間/月の支給を行っている場合は、2人あわせて40時間/月までとするが、常時2人介護ではなく、2人での介護を必要とする場面(入浴、移乗等)のみしか認められない。

運用上の基本的な考え方

- 1 身体介護及び家事援助の支給基準量は、2つのサービスの時間数を組み合わせとする。
p18を参照。
- 2 障害児や難病等の児童が利用する場合は、原則として保護者等の在宅時に限る。
- 3 入院中は、原則居宅介護を利用できない。
- 4 介護保険対象者の居宅介護
介護保険対象者が障害福祉サービスの居宅介護を利用する場合は、身体介護と家事援助あわせて10時間まで、通院等介助も10時間までと定める。
- 5 介護保険施設での居宅介護の利用
介護保険施設に入所している方は居宅介護を利用できない。
ただし、有料老人ホーム(住宅型)等、施設内で介助がない場合には、要相談。
- 6 家族ヘルパーによる居宅介護の利用

原則、家族が支援する場合には居宅介護等の請求を認めない。

- 7 共同生活援助（グループホーム）に入居する者（体験的な利用を行う者を含む。）は、原則として入居中は、居宅介護及び重度訪問介護を利用することはできない。
ただし、次の要件を満たせば利用可能である。（経過措置）
居宅介護を利用した場合には、共同生活援助の報酬単価が減算されることに注意。

| | | |
|----------|--|---|
| 対象者要件 | 障害支援区分4以上で、次のいずれかの支給決定を受けることができる者 ・重度訪問介護 ・同行援護 ・行動援護 | 障害支援区分4以上で、次のいずれにも該当する者 ・当該利用者の個別支援計画に居宅介護の利用が位置付けられていること ・居宅介護の利用について、市町村が必要と認めること |
| 利用可能サービス | ・居宅介護（身体介護、通院等介助に限る） （各月10時間まで） ・重度訪問介護 （支給量は別に定める） | ・居宅介護（身体介護、通院等介助に限る） （各月10時間まで） |

- 8 利用者本人や家族等が作成する計画（セルフプラン）による利用は原則認めない。

1-1-1 居宅介護(ホームヘルプ) <身体介護>

サービス内容

居宅において、本人が行う入浴、排せつ及び食事等の介護等をヘルパーが行う。

具体的には以下の支援をさす。

食事介助、排せつ介助、身体の清拭、入浴介助、身体整容の介助、衣服の着脱の介助、体位交換、移乗・移動(屋内)の介助、服薬介助

対象者と必要な障害支援区分

対象者

障害児者(難病等の患者含む)

支援区分

区分1以上(児童はこれに相当する心身の状態)

他の要件

なし

支給基準量

【障害者】

p18の表1を参照

※身体介護・家事援助の組み合わせによって支給基準量が異なる。

※1回あたりの利用時間の上限は、原則3時間までとする。

【障害児】

25時間/月

支給量を定める単位

時間(30分単位)/月

支給決定期間

1年以内

運用上の基本的な考え方

- 1 日常生活を営む上で必要な行為を利用者本人が行う時に、ヘルパーが利用者本人へ身体的援助を行うサービスである。

- 2 可能な医療行為（リハビリ、服薬管理、排便、褥瘡の処置、インスリンの自己注射等、その他医療行為）
※たん吸引、胃ろう…医療行為にあたるが、介護福祉士及び一定の条件の研修を受けた介護職員等が一定の条件のもと実施できる場合がある。
※体温測定、血圧測定、浣腸、外用薬塗布、爪切り等…医師等による専門的な管理が必要でない場合に、一定の条件のもと利用できる場合がある。
- 3 障害児や難病等の児童が利用する場合は、原則として保護者等の在宅時に限る。

1-1-2 居宅介護(ホームヘルプ) <家事援助>

サービス内容

身体介護以外の居宅介護であって、掃除、洗濯、調理などの日常生活の援助（そのために必要な一連の行為を含む）であり、利用者が単身または家族が障害・疾病など*1のために、本人や家族が家事を行うことが困難な場合に行われるものをいう。

*1：「家族が障害・疾病など」とは、

- (ア) 家族が障害・疾病がある場合
- (イ) 家族が高齢で筋力低下していて、行うのが難しい家事がある場合
- (ウ) 家族が介護疲れで共倒れ等の深刻な問題が起きてしまう恐れがある場合
- (エ) 家族が仕事等で不在の時に行わなくては日常生活に支障がある場合

具体的には以下の支援をさす。

掃除、洗濯、衣服の整理、一般的な調理・配下膳、買い物（ヘルパー単独）、薬の受け取り、育児支援、代筆、代読

対象者と必要な障害支援区分

対象者

障害者（難病等の患者含む）

支援区分

区分1以上

他の要件

なし

支給基準量

p18の表1を参照

※身体介護・家事援助の組み合わせによって支給基準量が異なる。

※1回あたりの利用時間の基本支給量は1～1.5時間とし、上限は、原則2時間までとする。

支給量を定める単位

時間（30分単位）／月

支給決定期間

1年以内

運用上の基本的な考え方

- 1 日常生活を営む上で必要な一連の行為のうち、利用者本人が行うには困難を伴う行為をヘルパーが代わりに行うサービスである。自立生活支援のための援助で、補助や教示といった支援を行うことにより自立が見込まれることを勘案し、利用が適当であると認めた場合、期間を定めて支給決定を行う。

2 育児支援の取り扱い

(令和3年7月12日厚生労働省通知:「障害者総合支援法上の居宅介護(家事援助)等の業務に含まれる「育児支援」の取扱いについて」より抜粋)

育児をする親が障害のために十分に子どもの世話ができない場合、例えば沐浴や授乳等、保育所や幼稚園の送迎といった乳幼児(おおむね就学前)の世話をを行うなどは、「育児支援」の観点から家事援助の対象となる場合がある。なお、保育所の送迎を実施する場合には、事前に保育所側との調整を行い、了承を得ておくことに留意すること。

次の要件(※)に該当し、障害を理由に子どもの世話が十分にできない場合などが、「育児支援」の観点から家事援助の対象となる。

障害を理由に子どもの世話が十分にできない場合とは、「精神障害等によって通常の育児自体を行うことが困難な場合」、「視覚障害や聴覚障害等によって子どもとの意思疎通が難しい場合」や、「聴覚障害と知的障害を併発しており児童の健康な発達を阻害する恐れがある場合」などが想定される。

※「育児支援の対象要件」は以下全てに該当する場合を指す。

- (1) 利用者(親)が障害によって家事や付き添いが困難な場合
- (2) 利用者(親)の子どもが1人では対応できない場合
- (3) 他の家族等による支援が受けられない場合

<育児支援の具体例>

居宅介護等における「育児支援」には、以下のような業務が含まれる。なお、以下はあくまで具体例であることから、(1)～(3)の全てに該当する場合には、利用者が子どもの保護者として本来家庭内で行うべき養育を代替するものであるという趣旨を踏まえ、必要な支援を行うこと。

- ・ 育児支援の観点から行う沐浴や授乳
- ・ 乳児の健康把握の補助
- ・ 児童の健康な発達、特に言語発達を促進する視点からの支援
- ・ 保育所・学校等からの連絡帳の手話代読、助言、保育所・学校等への連絡援助
- ・ 利用者(親)へのサービスと一体的に行う子ども分の掃除、洗濯、調理
- ・ 子どもが通院する場合の付き添い
- ・ 子どもが保育所(場合によっては幼稚園)へ通園する場合の送迎
- ・ 子どもが利用者(親)に代わって行う上記の家事・育児等

- 3 以下の支援は、家事援助の対象とならない。

<利用者本人以外のための行為>

- ・ 利用者本人以外の者のための家事援助

- ・利用者本人が使用する居室以外の掃除、日常生活を営むのに支障のないスペースの掃除、家族との共用部分の掃除
- ・留守番や接客（お茶・食事などの手配など）
- ・自家用車の洗車・清掃 ・ペットの世話

<日常的に行われる家事の範囲を超える行為>

- ・おせち料理などの特別な手間をかけて行う調理
- ・大掃除、草むしり、引越しの際の荷解き
- ・家屋の修理やペンキ塗り
- ・窓、バルコニーの拭き掃除
- ・マッサージ、散髪
- ・利用者の経済活動中におけるサービスの提供
- ・入院中や医療機関での診療中などの保健医療サービスを利用している間

<その他、居宅介護として提供するにはふさわしくない行為>

- ・金銭管理（買い物時など一時的な預かりを除く）
- ・医療行為（リハビリ、服薬管理、摘便、褥瘡の処置、インスリンの自己注射等、その他医療行為）

4 視覚障害者の代読・代筆支援

コミュニケーション介助として、郵便物・回覧等の代読、書類の代筆等、家事援助の対象となる。
家事援助10時間まで利用可能。

5 障害児への家事援助は、保護者が行うものとし、原則として支給しない。

1-1-3 居宅介護(ホームヘルプ) <通院等介助>

サービス内容

居宅から、病院へ通院(入退院時含む)または官公署や相談支援事業所へ公的手続きや障害福祉サービスについて相談するための移動介助を行う。

対象者と必要な障害支援区分

対象者

障害者(難病等の患者含む)、障害児(医療的ケア児、重度心身障害児で保護者1人では通院ができない場合のみ)

支援区分

身体介護なし: 区分1以上(児童はこれに相当する心身の状態)

身体介護あり: 区分2以上(児童はこれに相当する心身の状態)

他の要件

身体介護ありの場合、「区分2以上」であることと、障害支援区分の認定調査項目のうち、次に掲げる項目のいずれかの状態の一つ以上認定されていることが要件となる。

| | |
|----|------------------------------------|
| 歩行 | 「全面的な支援が必要」 |
| 移乗 | 「見守り等の支援が必要」「部分的な支援が必要」「全面的な支援が必要」 |
| 移動 | 「見守り等の支援が必要」「部分的な支援が必要」「全面的な支援が必要」 |
| 排尿 | 「部分的な支援が必要」「全面的な支援が必要」 |
| 排便 | 「部分的な支援が必要」「全面的な支援が必要」 |

支給基準量

区分に限らず10時間を支給基準量とする。

※1回あたりの時間は、院内介助やヘルパーの運転時間を除いた時間数とする。

支給量を定める単位

時間(30分単位) / 月

支給決定期間

1年以内

運用上の基本的な考え方

- 1 原則として、定期的な通院等が対象。(この場合の「通院等」には入退院時を含む。)
- 2 乗降・降車の介助を行うことに前後して必要な身体介護が20分から30分程度未満の場合は「通院等乗降介助」になる。
- 3 公共交通機関等を利用して移動介助する場合を原則とする。公共交通機関を使って移動する場合、ヘルパー分の交通費は利用者が負担するものとする。
- 4 ヘルパー自らが運転する車両で移動する場合は、乗車中の時間は算定できない。運転者以外にヘルパーが同乗し、移動する際にも当該障害者の介護をする場合のみ、乗車中の時間を算定できる。ヘルパーが同乗し、隣に座って見守っているだけであれば算定不可。

5 院内介助の取扱い

院内介助は基本的に院内スタッフにより対応されるべきものであるので、診察時間や待ち時間は原則として報酬の算定対象外である。ただし、次の要件のいずれかを満たす者が利用する場合は、院内介助の時間も報酬の算定対象とすることができる。

- (1) 院内スタッフによる介助が見込めないことが確認されており、ヘルパーが常時介助しなければならない者(介助の必要性が認められない時間は算定対象にできない。)
- (2) 行動障害を起こす可能性が高い等により常時見守りが必要、一人では座ることができず、常時の支えが必要な者

その他、視覚障害者で、院内スタッフにより対応できない場合や病院側からの要請が妥当と認められる場合等については、「同行援護」として提供できる。

※上記(1)、(2)の場合はサービス等利用計画案に以下の記載があるか確認する。

(ア) 利用者の心身の状況から院内介助が必要な理由

(イ) 必要と考えられる具体的なサービス内容

(例：トイレ介助、院内での移動介助、診療内容を把握するための診察の同席等)

(ウ) 病院のスタッフ等による対応ができないことを確認した記録

(内容を含め、何時、誰に確認したかを明確に記載すること)

- 6 障害児や難病等の児童の利用は、保護者のみでの介助が困難な場合に限る。
保護者が不在の場合の利用は、児童一人でも移動先での目的(リハビリ等)が達成できる場合のみとする。
- 7 共同生活援助を利用している場合の通院等介助は、基本的には事業所職員が付き添っていくことになるが、慢性疾患等の障害者であって、医師の指示により、定期的に通院を必要とする者である場合かつ事業所職員が対応できない場合のみ、10時間(かつ月2回を基本とする)を上限とし、通院等介助を算定することができる。

- 8 居宅が始点または終点となる場合には、障害福祉サービスの通所系の事業所等から目的地（病院等）への移動に係る支援も、同一の事業所が行うことを条件に対象とする。居宅が始点又は終点とならない場合は、報酬の対象とならない。
- 対象となる例：居宅→病院→通所系サービス事業所
 - ×対象外となる例：通所系サービス事業所→病院→通所系サービス事業所
- 9 「通院等乗降介助」又は「通院等介助（身体介護を伴う場合）」の前後において、居宅における外出に直接関連しない身体介護（例：入浴介助、食事介助など）に30分～1時間以上を要し、かつ、当該身体介護が中心である場合には、それらの支援は通算して「居宅における身体介護」となる。

1-1-4 居宅介護(ホームヘルプ) 通院等乗降介助

サービス内容

居宅から、ヘルパー自らが運転する車両への乗降の介助、乗車前、降車後の屋内外における移動等の介助、移動先における手続き、移動等の介助を行う。

対象者と必要な障害支援区分

対象者

障害者（難病等の患者含む）

支援区分

区分1以上

他の要件

なし

支給基準量

必要支給量

支給量を定める単位

回/月（片道で1回、往復で2回と計算する）

支給決定期間

1年以内

運用上の基本的な考え方

- 1 原則として、定期的な通院等が対象。（この場合の「通院等」には入院と退院を含む。）
- 2 乗車・降車の介助を行うことに前後して20分から30分程度の身体介護を行う場合には、「通院等介助」になる。
「通院等乗降介助」を行う前後に連続して相当の所要時間（20分から30分程度）を要し、かつ手間のかかる身体介護を行う場合には、その所要時間に応じた「通院等介助（身体介護を伴う場合）」の所定単位数を算定できる。この場合には、「通院等乗降介助」の所定単位数は算定できない。
例えば、「乗車の介助の前に連続して寝たきりの利用者の更衣介助や排せつ介助をした後、ベッドから車いすへ移乗介助し、車いすを押して自動車へ移動介助する場合ベッドから車いすへ移乗介助し、車いすを押して自動車へ移動介助する場合」等

1-2 重度訪問介護

サービス内容

重度の肢体不自由又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって、常時介護を要するものにつき、居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行う。

対象者と必要な障害支援区分

対象者

障害者（難病等の患者含む）、15歳以上の障害児

支援区分等

区分4以上

※区分3に関しては、平成18年9月30日において現に日常生活支援の支給決定を受けている者であって、日常生活支援及び外出介護の月の支給決定時間の合計が125時間を超える者に限る。該当者については当該障害支援区分の有効期間に限り支給決定が出来るものとする（経過措置）

他の要件

次の1又は2に該当する者

1 次の（1）及び（2）の両方に該当していること

（1）二肢以上に麻痺等があること（障害支援区分認定における医師意見書にて確認）

（2）障害支援区分の認定調査項目のうち「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれも「支援が不要」以外と認定されること。

2 障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目（12項目）の合計点数が10点以上である者

（厚生労働大臣が定める基準（平成18年厚生労働省告示第543号）

なお、重度訪問介護サービス費の加算対象者については、それぞれ次の要件を満たす者とする。

（1）100分の8.5 区分6に該当する者

（2）100分の15 1に該当する者であって、重度障害者等包括支援の対象となる者

支給基準量

（単位：時間）

| 対象 | 区分4 | 区分5 | 区分6 |
|---------------|-----|-----|-----|
| 日中活動を利用していない方 | 140 | 170 | 300 |
| 日中活動を利用している方 | 70 | 100 | 140 |

| | | | |
|----------------------------|----|----|-------------------------|
| 共同生活援助入居者 | 40 | 50 | 77 介護保険対象者：20 |
| 介護保険対象者（区分6のみ） | | | 日中活動なし：110 日中活動あり：80 |
| 重度障害者等包括支援対象者 | | | 330 |
| 重度障害者等包括支援対象者 かつ介護保険対象者 | | | 200 |

支給量を定める単位

時間（30分単位）／月

支給決定期間

1年以内

運用上の基本的な考え方

- 1 1日3時間以上利用するサービスである。
- 2 居宅介護（ホームヘルプ）、施設入所支援との併給はできない。
- 3 二人介護は、次のいずれかに該当する場合に、必要な時間に限り認める。
 - （1）障害者等の身体的理由により一人介護では困難と認められる場合
（例：体重の重い利用者に入浴介助等の重介護を提供する場合等）
 - （2）暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合
 - （3）その他障害者等の状況等から判断して（1）、（2）に準ずると認められる場合
（例：エレベーターなしの2階以上の居室から歩行困難者を外出させる場合等）
- 4 対象となる障害者等が医療機関に入院するときには、入退院時に加え、入院中に医療機関から日帰りで外出する場合、1泊以上の外泊のため医療機関と外泊先を行き来する場合及び外泊先において移動の援護等を必要とする場合は、重度訪問介護を利用することができる。
（平成28年6月28日厚生労働省通知「入院中の医療機関からの外出・外泊時における同行援護等の取扱いについて」）
- 5 入院中の重度訪問介護の利用について
（平成28年6月28日厚生労働省通知より）
 - ・コミュニケーションに特別な技術が必要な障害をもつ患者が、医療機関に入院する場合、入院前から支援を行っている等、その患者へのコミュニケーション支援に熟知している支援者が、患者の負担で入院中に付き添うことが可能であり、コミュニケーション支援のみ行うもの。
 - ・入院前から重度訪問介護を利用している最重度の障害者は、医療機関に入院している間も、引き続き重度訪問介護を利用して、本人の状態を熟知した支援者（ヘルパー）から、医療機関の職員と意思疎通を図る上で必要な支援を受けることができる。

- ・入院後、新規での申請は不可。
- ・この支援は、医療機関の職員が、当該入院中の患者とのコミュニケーションの技術を習得するまでの間において行われるものである。
- ・この支援は、支援者の直接支援が常態化することなどにより、医療機関の看護者による看護を代替し、または看護者の看護力を補充するようなことがあってはならない。
- ・医療機関と支援者は、この支援が行われる場合に、入院に係る治療や療養生活の方針に沿った支援が実施できるよう、情報共有するなどして互いに十分に連携すること。
また、医療機関が支援者の付き添いを入院の要件としたり、支援者に医療機関の看護の代替となるような行為を求めてはならない。

6 15歳以上の児童で、児童相談所長が利用することを適当と認めた場合、障害者とみなして利用の適否を決定する。その場合、放課後等デイサービスを併せて利用することはできない。なお、利用者負担は障害者と同じ扱いとする。

7 重度訪問介護事業所の新任従事者研修のための熟練従業者の同行支援について
新任従事者（新任ヘルパー）であるために、意思疎通や適切な体位交換などの必要なサービスを提供することができないということがないように、一定期間熟練従事者（熟練ヘルパー）が同行してサービスの提供を行うことに対し、市が認めた場合に算定することができる。

○対象者

①障害支援区分6の重度訪問介護対象者

②重度障害者等包括支援の対象となる支援の度合いにある方への支援に初めて従事する従業者が支援を行う場合

○従業者の要件

<新規従業者>

ア 上記①について

新規に雇用を開始したヘルパーで、採用後6か月以内の方

※ただし、利用者への支援が1年未満となることが見込まれる方は除く

イ 上記②について

重度障害者等包括支援対象となる支援の度合いにある方に対して、初めて重度訪問介護を提供する従業者

※ただし、利用者への支援が1年未満となることが見込まれる方は除く

<熟練従業者>

当該利用者への障害特性を理解し、適切な介護が提供できる者であり、かつ、当該利用者へのサービスについて利用者及び事業所から十分な評価がある方

○人数

1人の利用者につき、年間3人までのヘルパーの算定が可能

○時間数について

従業者ごとに算定開始から120時間まで

※従業者が複数の利用者に支援を行う場合、同行支援合計時間が120時間を超えることは認められない。

※決定期間内で、120時間に達した場合は、そこで終了となる。

○受給者証への記載

支給量の記載については、熟練従事者の同行支援時間数を含めずに重度訪問支援の時間数を記載する。

○利用にあたっての留意事項

- ・同行支援を行うにあたり、事業所が事前の書類提出が必要である。また、支援後も書類提出が必要となる。
- ・市に届出した新任従業者以外は利用できない。
- ・現在、支給決定を行っている時間数に加え、従業者ごとに原則 120 時間以内に限り、所定単位数を算定することができる。
- ・熟練従業者が行っている支援に見学のみを行うため同行する場合や、2人介護の支援に加えて熟練従業者による同行支援を同時間帯に算定することはできない。
- ・原則、一人の利用者に対して、年間で3人の従業者を算定できるものであり、複数の事業所を利用している方であっても3人までの算定となる。

8 利用者本人や家族等が作成する計画（セルフプラン）による利用は原則認めない。

9 重度訪問介護と地域生活支援事業における移動支援との適用関係については、重度訪問介護は移動に係る支援も含むため、併用給付は行わない。

1-3 同行援護

サービス内容

視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等につき、外出時において、当該障害者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他の当該障害者等が外出する際の必要な援助を行う。

対象者と必要な障害支援区分

対象者

視覚障害児者（難病等の患者含む）

支援区分

区分不要

なお、同行援護サービス費の加算対象者については、それぞれ次の要件を満たす者とする。

- ① 100分の20 区分3に該当する者（障害児にあってはこれに相当する支援の度合）
- ② 100分の40 区分4以上に該当する者（障害児にあってはこれに相当する支援の度合）
- ③ 100分の25 盲ろう者（対象者であり、聴覚障害6級に相当する者。なお、盲ろう者向け通訳・介助員が支援した場合のみ算定できる。）

※ ①及び③又は、②及び③の要件を満たす者は、それぞれの加算を算定できる。

他の要件

同行援護アセスメント調査票において、次の1，2いずれの状態も該当すること

- 1 視力障害、視野障害及び夜盲に係る点数のいずれかが1点以上
- 2 移動障害に係る点数が1点以上

支給基準量

60時間／月

15時間／月（共同生活援助入居者）

支給量を定める単位

時間（30分単位）／月

支給決定期間

1年以内

運用上の基本的な考え方

- 1 支給基準量は在宅で生活している方については原則 60 時間とするが、それ以上必要な場合は個別に検討を行う。共同生活援助に入居している方は 15 時間。
- 2 施設入所支援と併用給付はできない。
- 3 要介護認定がおりている場合の通院介助については原則介護保険優先となる。ただし、視覚障害特有の支援については同行援護を認める。
- 4 次のような経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出（通所・通学等）及び社会通念上適当でない外出は対象外。
なお、通年とは 1 年を通じて定期的に外出支援が必要、長期とは概ね 3 か月を超える期間を継続するときとする。
 - (1) 通勤、営業活動など仕事の一環として外出先にて収入を得ることを目的とする外出
(例：講演会などで講師をして、謝金を受け取る場合は経済活動に係る外出とみなす。)
 - (2) 通学を中心とした通年かつ長期にわたる外出
 - (3) 障害福祉サービス事業所や関連する法人・団体・事業所が主催するイベントにサービス利用者が参加する場合は、前後の移動時間は対象とするが、目的地内での移動は主催者での対応を基本とする。
 - (4) その他公序良俗に反することを目的とする場所や社会通念上許容されない場所への外出
- 5 自宅発着でない場合も利用できる。
- 6 対象となる障害者等が医療機関に入院するときには、入退院時に加え、入院中に医療機関から日帰りで外出する場合、1 泊以上の外泊のため医療機関と外泊先を行き来する場合及び外泊先において移動の援護等を必要とする場合は、同行援護等を利用することができる。
(平成 28 年 6 月 28 日厚生労働省通知「入院中の医療機関からの外出・外泊時における同行援護等の取扱いについて」)
- 7 ヘルパー自らが運転する車両で移動する場合は、乗車中の時間は算定できない。ただし、運転者以外にヘルパーが同乗し、当該障害者等の介護をする場合は乗車中の時間を算定できる。
- 8 同行援護と地域生活支援事業における移動支援との適用関係については、同行援護が優先されるため、原則として地域生活支援事業との併用給付は行わない。

同行援護アセスメント票

アセスメント項目中、「1～3」のいずれかが「1点以上」であり、かつ、「4」の点数が「1点以上」の者は、必要に応じて支給決定することが出来ることとする。

アセスメント項目

| No. | 調査項目 | | 0点 | 1点 | | 2点 | | 特記事項 | 備考 |
|-----|------|-------------------------|---------------------|--|--------------------|--|-------------|---|---|
| 1 | 視力障害 | 視力(3-1) | 普通(日常生活に支障がない) | 約1m離れた視力確認表の図が見える | 目の前に置いた視力確認表の図が見える | ほとんど見えない | 見えているのか判断不能 | 障害支援区分認定調査項目「3-1」と同じ | 矯正視力による測定とすること |
| 2 | 視野障害 | 視野 | ない 又は右記以外 | 両眼の視野がそれぞれ10度以内でかつ両眼による視野について視能率による損失率が90%以上(身体障害者手帳3級に相当) | | 両眼の視野がそれぞれ10度以内でかつ両眼による視野について視能率による損失率が95%以上(身体障害者手帳2級に相当) | | 視力に上記問題がなく、視野に障害がある場所に評価すること | |
| 3 | 夜盲 | 網膜色素変性症等による夜盲等 | ない 又は右記以外 | 暗い場所や夜間等の移動の際、慣れた場所以外では歩行できない程度の視野、視力等の能力の低下がある | | — | | 視力、視野に上記問題がなく、夜盲等の症状により移動に著しく困難をきたしたものである場合に評価すること。必要に応じて様式例による医師意見書を添付 | 人的支援なしに視覚情報により単独歩行が可能な場合に「歩行できる」と判断すること |
| 4 | 移動障害 | 盲人安全つえ(又は盲導犬)の使用による単独歩行 | 慣れていない場所であっても歩行が出来る | 慣れた場所での歩行のみできる | | できない | | 夜盲による移動障害の場合は、夜間や照明が不十分な場所等を想定したものとす | 人的支援なしに視覚情報により単独歩行が可能な場合に「歩行できる」と判断すること |

【留意事項】

※「夜盲等」の「等」については、網膜色素変性症、錐体ジストロフィー、白子症等による「過度の羞明」等が想定される。

※「歩行」については、「車いす操作」等の移動手段を含むこと。

氏名

生年月日 年 月 日 【介護該当 有 ・ 無】

調査日 年 月 日

連絡先 - -

手帳番号 長崎県 第 号

居宅サービス有無 有 ・ 無 【身体・家事・通院(有)・通院(無)・その他】

1-4 行動援護

サービス内容

知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者等であって常時介護を要するものにつき、当該障害者等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障害者等が行動する際の必要な援助を行う。

対象者と必要な障害支援区分

対象者

知的障害者、精神障害者、障害児

支援区分

区分3以上（児童はこれに相当する心身の状態）

他の要件

障害支援区分認定調査項目のうち行動関連項目（12項目）、医師意見書によるてんかん発作の頻度に係る点数の合計が10点以上（障害児にあつてはこれに相当する心身の状態）であること。

支給基準量

| | 区分3 | 区分4 | 区分5 | 区分6 | 障害児 | 共同生活援助 入居者 |
|--------|------|------|------|------|------|---------------|
| 日中活動なし | 36時間 | 49時間 | 65時間 | 85時間 | 50時間 | 7時間 |
| 日中活動あり | 30時間 | 40時間 | 50時間 | 60時間 | 50時間 | |

支給量を定める単位

時間（30分単位）／月

支給決定期間

1年以内

運用上の基本的な考え方

- 1 施設入所支援とは併用給付はできない。

- 2 経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出（通所・通学等）社会通念上適当でない外出等は対象外。取り扱いについては、前項の同行援護と同様とする。
- 3 二人介護は、次のいずれかに該当する場合に、必要な時間に限り認める。
 - (1) 障害者等の身体的理由により一人介護では困難と認められる場合
(例：体重の重い利用者に入浴介助等の重介護を提供する場合等)
 - (2) 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合
 - (3) その他障害者等の状況等から判断して、(1)、(2)に準ずると認められる場合
(例：エレベーターなしの2階以上の居室から歩行困難者を外出させる場合等)
- 4 1日1回の報酬算定とする。
- 5 対象となる障害者等が医療機関に入院するときには、入退院時に加え、入院中に医療機関から日帰りで外出する場合、1泊以上の外泊のため医療機関と外泊先を行き来する場合及び外泊先において移動の援護等を必要とする場合は、同行援護等を利用することができる。
(平成28年6月28日厚生労働省通知「入院中の医療機関からの外出・外泊時における同行援護等の取扱いについて」)
- 6 ヘルパー自らが運転する車両で移動する場合は、乗車中の算定はできない。ただし、運転者以外にヘルパーが同乗し、当該障害者等の介護をする場合は乗車中の時間を算定できる。
- 7 行動援護と地域生活支援事業との適用関係については、行動援護が優先されるため、原則として併用給付は行わない。ただし、地域における行動援護事業者が少なく、行動援護の利用に制約がある時は、この限りではなく、個別の相談で対応していく。

【重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援の判定基準票】

| 行動関連項目 | 0点 | | | 1点 | | 2点 | 特記事項 |
|-----------|------------|---------|--------|-------------|---------|------------------------|------|
| コミュニケーション | 日常生活に支障がない | | | 特定の者 | 会話以外の方法 | 独自の方法 コミュニケーションできない | |
| 説明の理解 | 理解できる | | | 理解できない | | 理解できているか判断できない | |
| 大声・奇声を出す | 支援が不要 | 希に支援が必要 | 月に1回以上 | 週1回以上の支援が必要 | | ほぼ毎日（週5日以上）の支援が必要 | |
| 異食行動 | 支援が不要 | 希に支援が必要 | 月に1回以上 | 週1回以上の支援が必要 | | ほぼ毎日（週5日以上）の支援が必要 | |
| 多動・行動停止 | 支援が不要 | 希に支援が必要 | 月に1回以上 | 週1回以上の支援が必要 | | ほぼ毎日（週5日以上）の支援が必要 | |
| 不安定な行動 | 支援が不要 | 希に支援が必要 | 月に1回以上 | 週1回以上の支援が必要 | | ほぼ毎日（週5日以上）の支援が必要 | |
| 自らを傷つける行動 | 支援が不要 | 希に支援が必要 | 月に1回以上 | 週1回以上の支援が必要 | | ほぼ毎日（週5日以上）の支援が必要 | |
| 他人を傷つける行動 | 支援が不要 | 希に支援が必要 | 月に1回以上 | 週1回以上の支援が必要 | | ほぼ毎日（週5日以上）の支援が必要 | |
| 不適切な行為 | 支援が不要 | 希に支援が必要 | 月に1回以上 | 週1回以上の支援が必要 | | ほぼ毎日（週5日以上）の支援が必要 | |
| 突発的な行動 | 支援が不要 | 希に支援が必要 | 月に1回以上 | 週1回以上の支援が必要 | | ほぼ毎日（週5日以上）の支援が必要 | |
| 過食・反すう等 | 支援が不要 | 希に支援が必要 | 月に1回以上 | 週1回以上の支援が必要 | | ほぼ毎日（週5日以上）の支援が必要 | |
| てんかん | 年1回以上 | | | 月に1回以上 | | 週1回以上 | |

※児童の場合、以下項目にも○をつけてください（個別サポート加算の調査票の内容を転記してください）

| 行動関連項目 | 0点 | | | 1点 | | 2点 | 特記事項 |
|------------------|------|--|--|-------------|--|---------|------|
| そううつ状態 | 支援不要 | | | 支援が必要な場合がある | | 常に支援が必要 | |
| 反復的行動 | 支援不要 | | | 支援が必要な場合がある | | 常に支援が必要 | |
| 対人面の不安緊張・集団への不適応 | 支援不要 | | | 支援が必要な場合がある | | 常に支援が必要 | |
| 読み書き | 支援不要 | | | 支援が必要な場合がある | | 常に支援が必要 | |

1-5 療養介護

サービス内容

病院において機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、日常生活上の世話その他必要な医療を要する障害者であって常時介護を要するものにつき、主として昼間において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を行う。また、療養介護のうち医療に係るものを療養介護医療として提供する。

対象者と必要な障害支援区分

対象者

障害者（難病等の患者含む）

支援区分

区分5以上

他の要件

病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする障害者として次に掲げる者

- (1) 障害支援区分6に該当し、気管切開に伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者
- (2) 障害支援区分5以上に該当し、次の（ア）から（エ）のいずれかに該当する者
 - ア 重症心身障害者又は進行性筋萎縮症患者
 - イ 医療的ケアの判定スコア（別表2の基本スコア及び見守りスコアを合算して算出する点数をいう。以下同じ。）が16点以上の者
 - ウ 障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等（12項目）の合計点数が10点以上である者であって、医療的ケアスコアが8点以上の者
 - エ 遷延性意識障害者であって、医療的ケアの判定スコアが8点以上の者
- (3) ①及び②に準ずる者として、機能訓練、療養上の管理、看護及び医学的管理の下における介護その他必要な医療並びに日常生活上の世話を要する障害者であって、常時介護を要するものであると市町村が認めた者
- (4) 旧重症心身障害児施設（平成24年4月の改正前の児童福祉法（以下「旧児童福祉法」という。）第43条の4に規定する重症心身障害児施設をいう。）に入所した者又は指定医療機関（旧児童福祉法第7条第6項に規定する指定医療機関をいう。）に入院した者であって、平成24年4月1日以降指定療養介護事業所を利用する①及び②以外の者

支給基準量

当該月日数

支給量を定める単位

日／月

支給決定期間

3年以内

【医療的判定スコア】

| 医療的ケア(診療の補助行為) | 基本スコア | | 基本スコア | 見守りスコア | | | 見守りスコアの基準(目安) | | |
|--|------------------------------------|----|-------|--------|---|---|--|----------------------------------|-------------|
| | 日中 | 夜間 | | 高 | 中 | 低 | 見守り高の場合 | 見守り中の場合 | 見守り低の場合(0点) |
| 1 人工呼吸器(鼻マスク式補助換気法、ハイフローセラピー、間歇的陽圧吸入法、排痰補助装置、高頻度胸壁振動装置を含む)の管理 注)人工呼吸器及び括弧内の装置等のうち、いずれか一つに該当する場合にカウントする。 | □ | | 10点 | □ | □ | □ | 自発呼吸がない等のために人工呼吸器抜去等の人工呼吸器トラブルに対して直ちに対応する必要がある場合(2点) | 直ちにはないがおおむね15分以内に対応する必要がある場合(1点) | それ以外の場合 |
| 2 気管切開の管理 注)人工呼吸器と気管切開の両方を持つ場合は、気管切開の見守りスコアを加点しない。(人工呼吸器10点+人工呼吸器見守り0~2点+気管切開8点) | □ | | 8点 | □ | | □ | 自発呼吸がほとんどない等ために気管切開カニューレ抜去に対して直ちに対応する必要がある場合(2点) | | それ以外の場合 |
| 3 鼻咽頭エアウェイの管理 | □ | | 5点 | □ | | □ | 上気道狭窄が著明なためにエアウェイ抜去に対して直ちに対応する必要がある場合(1点) | | それ以外の場合 |
| 4 酸素療法 | □ | □ | 8点 | □ | | □ | 酸素投与中止にて短時間のうちに健康及び患者の生命に対して悪影響がもたらされる場合(1点) | | それ以外の場合 |
| 5 吸引(口鼻腔・気管内吸引) | □ | □ | 8点 | □ | | □ | 自発運動等により吸引の実施が困難な場合(1点) | | それ以外の場合 |
| 6 ネプライザーの管理 | □ | □ | 3点 | | | | | | |
| 7 経管栄養 | (1) 経鼻胃管、胃瘻、経鼻腸管、経胃瘻腸管、腸瘻、食道瘻 | □ | 8点 | □ | | □ | 自発運動等により栄養管を抜去する/損傷させる可能性がある場合(2点) | | それ以外の場合 |
| | (2) 持続経管注入ポンプ使用 | □ | 3点 | □ | | □ | 自発運動等により注入ポンプを倒す可能性がある場合(1点) | | それ以外の場合 |
| 8 中心静脈カテーテルの管理(中心静脈栄養、肺高血圧症治療薬、麻薬など) | □ | | 8点 | □ | | □ | 自発運動等により中心静脈カテーテルを抜去する可能性がある場合(2点) | | それ以外の場合 |
| 9 皮下注射 | (1) 皮下注射(インスリン、麻薬など) | □ | 5点 | □ | | □ | 自発運動等により皮下注射を安全に実施できない場合(1点) | | それ以外の場合 |
| | (2) 持続皮下注射ポンプ使用 | □ | 3点 | □ | | □ | 自発運動等により持続皮下注射ポンプを抜去する可能性がある場合(1点) | | それ以外の場合 |
| 10 血糖測定(持続血糖測定器による血糖測定を含む) 注)インスリン持続皮下注射ポンプと持続血糖測定器とが連動している場合は、血糖測定の項目を加点しない。 | □ | □ | 3点 | □ | | □ | 血糖測定とその後の対応が頻回に必要な可能性がある場合(1点) | | それ以外の場合 |
| 11 継続的な透析(血液透析、腹膜透析を含む) | □ | | 8点 | □ | | □ | 自発運動等により透析カテーテルを抜去する可能性がある場合(2点) | | それ以外の場合 |
| 12 導尿 注)いずれか一つを選択 | (1) 利用時間中の間欠的導尿 | □ | 5点 | | | | | | |
| | (2) 持続的導尿(尿道留置カテーテル、膀胱瘻、腎瘻、尿路ストーマ) | □ | 3点 | □ | | □ | 自発運動等により持続的導尿カテーテルを抜去する可能性がある場合(1点) | | それ以外の場合 |
| 13 排便管理 注)いずれか一つを選択 | (1) 消化管ストーマ | □ | 5点 | □ | | □ | 自発運動等により消化管ストーマを抜去する可能性がある場合(1点) | | それ以外の場合 |
| | (2) 排便、洗腸 | □ | 5点 | | | | | | |
| | (3) 浣腸 | □ | 3点 | | | | | | |
| 14 痙攣時の 坐剤挿入、吸引、酸素投与、迷走神経刺激装置の作動等の処置 注)医師から発作時の対応として上記処置の指示があり、過去概ね1年以内に発作の既往がある場合 | □ | | 3点 | □ | | □ | 痙攣が10分以上重積する可能性や短時間のうちに何度も繰り返す可能性が高い場合(2点) | | それ以外の場合 |

運用上の基本的な考え方

- 15歳以上の児童で、児童相談所所長が利用することを適当と認めた場合、障害者とみなして利用の適否を決定する。その場合、放課後等デイサービスを併せて利用することはできない。
なお、利用者負担は障害者と同じ扱いとする。
- 医療型個別減免 として、療養介護を利用する場合は、医療費と食費の減免を行う。20歳以上の入所者で低所得者(市町村民税非課税世帯)は、少なくとも25,000円が手元に残るように、利用者負担を減免する。

1-6 生活介護

サービス内容

障害者支援施設その他の以下に掲げる便宜を適切に供与することができる施設において、入浴排せつ及び食事等の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他必要な援助を要する障害者であって、常時介護を要するものにつき、主として昼間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な援助を行う。

対象者と必要な障害支援区分

対象者

障害者（難病等の患者含む）

支援区分

- ・年齢が 50 歳未満の場合→区分 3（障害者支援施設に入所する場合は区分 4）以上
- ・年齢が 50 歳以上の場合→区分 2（障害者支援施設に入所している場合は区分 3）以上

他の要件

地域や入所施設において安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な者として次に掲げる者

- ・障害者支援施設に入所する者であって障害支援区分 4（50 歳上の場合は障害支援区分 3）より低い者のうち、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画案の作成の手続きを経た上で、市町村が利用の組み合わせの必要性を認めた者

支給基準量

当該月の日数－8日

支給量を定める単位

日／月

支給決定期間

3年以内

運用上の基本的な考え方

- 1 同一日に自立訓練（機能訓練、生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型、就労選択支援と併用給付はできない。
- 2 原則として、介護保険制度の対象となった場合は、介護保険を優先とする。ただし、介護保険対

象となる以前から利用しており、かつ障害特性から環境変化が困難等を主たる利用目的としている場合に限り利用できる。

- 3 区分4以上で、障害支援区分認定調査の行動関連項目（12項目）、医師意見書によるてんかん発作の頻度に係る点数の合計が10点以上（障害児にあってはこれに相当する心身の状態）である場合、重度障害者支援加算の対象となる。ただし、同法人の施設入所支援支給対象者は対象外とする。18点以上の区分もあり。

1-7 短期入所(ショートステイ)

サービス内容

居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設、児童福祉施設その他の以下に掲げる便宜を適切に行うことができる施設への短期間の入所を必要とする障害者等につき、当該施設に短期間の入所をさせ、入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な支援を行う。

対象者と必要な障害支援区分

対象者

障害児者（難病等の患者含む）

支援区分

- 1 障害支援区分が区分1以上である障害者
- 2 障害児に必要とされる支援の度合いに応じて厚生労働大臣が定める区分における区分1以上に該当する障害児

他の要件

医療型短期入所についての具体的な対象者は以下の通り

- 1 18歳以上の利用者（療養介護）
 - (1) 障害支援区分6に該当し、気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者
 - (2) 障害支援区分5以上に該当し、進行性筋萎縮症に罹患している者若しくは区分5以上に該当する重症心身障害者
 - (3) 区分5以上に該当し、医療的ケアの判定スコアが16点以上の者
 - (4) 区分5以上に該当し、認定調査票等における行動関連項目の点数が10点以上でかつ医療的ケアの判定スコアが8点以上の者
 - (5) 区分5以上に該当し、遷延性意識障害者であって医療的ケアの判定スコアが8点以上の者
 - (6) (1) から (5) に掲げる者に準じる状態と市町村が認めた療養介護の対象者
- 2 障害児
 - (1) 重症心身障害児
 - (2) 医療的ケアの判定スコアが16点以上である障害児

支給基準量

7日/月

支給量を定める単位

日/月

支給決定期間

1年以内

運用上の基本的な考え方

- 1 特別の事情により支給基準量を超える支給が必要な場合は、その個別の状況を明記したサービス等利用計画案、障害児支援利用計画案を確認し、支給が必要と認めた場合に必要最小限の範囲内で日数を増やすことができる。
- 2 医療型短期入所の支給決定を受けている場合でも、福祉型短期入所は利用できる。
- 3 施設入所者又は共同生活援助に入居している人は、入所（入居）中は短期入所を利用することはできない。

1-8 重度障害者等包括支援

サービス内容

常時介護を要する障害者等であって、意思疎通を図ることに著しい支障があるもののうち、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にあるもの並びに知的障害または精神障害により行動上著しい困難を有するものにつき、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び共同生活援助を包括的に提供する。

対象者と必要な障害支援区分

対象者

障害支援区分が区分6（障害児にあっては区分6に相当する支援の度合い）に該当する者のうち、意思疎通に著しい困難を有する者であって、以下のいずれかに該当する者。

| 類型 | | 状態像 | |
|---|--------------------------|--------|---|
| 重度訪問介護の対象であって、四肢すべてに麻痺等があり、寝たきりの状態にある障害者等のうち、右のいずれかに該当する者 | 人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障害者等 | I 類型 | ・筋ジストロフィー ・脊椎損傷 ・ALS ・遷延性意識障害等 |
| | 最重度知的障害者等 | II 類型 | ・重症心身障害者等 |
| 障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等（12項目）の合計点数が10点以上である者 | | III 類型 | ・強度行動障害等 |

支援区分（I 類型）

- 1 障害支援区分6の「重度訪問介護」対象者
- 2 医師意見書の「2. 身体の状態に関する意見」中の「(3)麻痺」における「左上肢 右上肢 左下肢 右下肢」において、いずれも「ある」に認定（軽、中、重のいずれかにチェックされていること）
なお、医師意見書の「2. 身体の状態に関する意見」中の「(2)四肢欠損」、「(4)筋力の低下」、「(5)関節の拘縮」は「麻痺」に準ずる取扱いとする。
- 3 認定調査項目「1 群 起居動作」のうち、「寝返り」、「起き上がり」又は「座位保持」において「全面的な支援が必要」と認定
- 4 認定調査項目「10 群 特別な医療 レスピレーター」において「ある」と認定
- 5 認定調査項目「6 群 認知機能 コミュニケーション」において「日常生活に支障がない」以外に認定

支援区分（Ⅱ類型）

- 1 概況調査において知的障害の程度が「最重度」と確認
- 2 障害支援区分6の「重度訪問介護」対象者
- 3 医師意見書の「2. 身体の状態に関する意見」中の「(3)麻痺」における「左上肢 右上肢 左下肢 右下肢」において、いずれも「ある」に認定（軽、中、重のいずれかにチェックされていること）なお、医師意見書の「2. 身体の状態に関する意見」中の「(2)四肢欠損」、「(4)筋力の低下」、「(5)関節の拘縮」は「麻痺」に準ずる取り扱いとする。
- 4 認定調査項目「1群 起居動作」のうち、「寝返り」、「起き上がり」又は「座位保持」において「全面的な支援が必要」と認定
- 5 認定調査項目「6群 認知機能 コミュニケーション」において「日常生活に支障がない」以外に認定

支援区分（Ⅲ類型）

- 1 障害支援区分6の「行動援護」対象者
- 2 認定調査項目「6群 認知機能 コミュニケーション」において「日常生活に支障がない」以外に認定
- 3 障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等（12項目）の合計点数が10点以上（障害児にあってはこれに相当する支援の度合）である者

支給基準量

区分6→96,480単位

介護保険給付対象者→67,680単位

支給量を定める単位

単位／月

支給決定期間

1年以内

運用上の基本的な考え方

- 1 報酬単位について、短期入所、共同生活援助は1日単位での報酬、その他のサービスについては4時間単位での報酬。
- 2 重度障害者等包括支援は、障害福祉サービスを包括的に提供するものであるため、他の障害福祉サービスとの併給不可。
- 3 利用者本人や家族等が作成する計画（セルフプラン）による利用は原則認めない。

1-9 施設入所支援

サービス内容

その施設に入所する障害者につき、主として夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援を行う。

対象者と必要な障害支援区分

対象者

障害者、難病等の患者（基本、児童含まない）

支援区分

区分4（50歳以上の者にあつては区分3以上）以上

他の要件

- 1 生活介護を受けている者であつて障害支援区分が区分4（50歳以上の者にあつては区分3以上）以上である者
- 2 「自立訓練」または「就労移行支援」（以下本項目において「訓練等」という。）を受けている者であつて、入所させながら訓練等を実施することが必要かつ効果的であると認められる者、または地域における障害福祉サービスの提供体制の状況その他やむを得ない事情により、通所によって訓練等を受けることが困難な者
- 3 生活介護を受けている者であつて障害支援区分4（50歳以上の場合は障害支援区分3）より低い者のうち、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画案の作成の手続きを経た上で、市町村が利用の組み合わせの必要性を認めた者
- 4 就労継続支援B型を受けている者のうち、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画案の作成の手続きを経た上で、市町村が利用の組み合わせの必要性を認めた者

支給基準量

当該月日数

支給量を定める単位

日／月

支給決定期間

3年以内

運用上の基本的な考え方

- 1 原則として、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、短期入所、療養介護、宿泊型自立訓練、共同生活援助の併用給付はできない。

第2節 訓練等給付

2-1 自立訓練(機能訓練)

サービス内容

障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所に通わせ、当該障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所において、又は当該障害者の居宅を訪問して行う理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行う。

対象者と必要な障害支援区分

対象者

障害者、難病等の患者（児童含まない）

支援区分

区分不要

他の要件

地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な障害者であって、以下のいずれかに該当する者

- 1 入所施設・病院を退所・退院した者であって、地域生活への移行等を図る上で、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などの支援が必要な者
- 2 特別支援学校を卒業した者であって、地域生活を営む上で、身体機能の維持・回復などの支援が必要な者

支給基準量

当該月—8日／月

支給量を定める単位

日／月

支給決定期間

1年以内

運用上の基本的な考え方

- 1 標準利用期間は1年6か月。ただし、頸髄損傷による四肢麻痺やこれに類する状態の障害者については3年とする。サービスの長期化を回避するため、当初支給決定期間は1年までとし、この

決定期間では、十分な成果が得られず、かつ引き続きサービスを利用することによる改善効果が具体的に見込まれる場合には、標準利用期間の範囲内で、1年ごとに支給決定期間の更新ができる。ただし、介護保険対象者の延長は認めない。

- 2 標準利用期間を超えてサービスの利用が必要な場合には、審査会の個別審査を経て、市が必要と認めた場合、1回に限り、最大1年間の更新ができる。
- 3 生涯一度だけの利用を原則とするものではない。例えば、生活環境や障害の状況等の変化等により、再度のサービス利用を希望し、必要と判断した場合は、利用可能となる。ただし、介護保険対象者については、再度の利用は認めない。

2-2 自立訓練(生活訓練)

サービス内容

障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所に通わせ、当該障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所において、又は当該障害者の居宅を訪問して行う入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行う。

対象者と必要な障害支援区分

対象者

障害者、難病等の患者（児童含まない）

支援区分

区分不要

他の要件

地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な障害者であって、以下のいずれかに該当する者

- 1 入所施設・病院を退所・退院した者であって、地域生活への移行を図る上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な者
- 2 特別支援学校を卒業した者、継続した通院により症状が安定している者等であって、地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な者

支給基準量

当該月日数—8日／月

支給量を定める単位

日／月

支給決定期間

1年以内

運用上の基本的な考え方

- 1 標準利用期間は2年。ただし、サービス利用前に長期入院（概ね1年以上）していた、またはこれに類する事由のある障害者（長期間の引きこもり等により社会生活の経験が乏しい者や発達障害のある者等）については3年とする。サービスの長期化を回避するため、当初支給決定期間は1

年までとし、この決定期間では十分な成果が得られず、かつ引き続きサービスを利用することによる改善効果が見込まれる場合には、標準利用期間の範囲内で、1年ごとに支給決定期間の更新ができる。

- 2 標準利用期間を超えてサービスの利用が必要な場合には、審査会の個別審査を経て、市が必要と認めた場合、1回に限り、最大1年間の更新ができる。
- 3 生涯一度だけの利用を原則とするものではない。例えば、生活環境や障害の状況の変化等により、再度のサービス利用を希望し、必要と判断した場合は、利用可能とする。

2-3 宿泊型自立訓練

サービス内容

居室その他の設備を利用させるとともに、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行う。

対象者と必要な障害支援区分

対象者

障害者、難病等の患者（児童含まない）

支援区分

区分不要

他の要件

自立訓練（生活訓練）の対象者のうち、日中、一般就労や障害福祉サービスを利用している者等であって、地域移行に向けて一定期間、居住の場を提供して帰宅後における生活能力等の維持・向上のための訓練その他の支援が必要な障害者

支給基準量

当該月日数／月

支給量を定める単位

日／月

支給決定期間

1年以内

運用上の基本的な考え方

- 1 標準利用期間は2年。ただし、サービス利用前に長期入院（概ね1年以上）していた、またはこれに類する事由のある障害者（長期間の引きこもり等により社会生活の経験が乏しい者や発達障害のある者等）については3年とする。
サービスの長期化を回避するため、当初支給決定期間は1年までとし、この決定期間では十分な成果が得られず、かつ引き続きサービスを利用することによる改善効果が見込まれる場合には、標準利用期間の範囲内で、1年ごとに支給決定期間の更新ができる。
- 2 標準利用期間を超えてサービスの利用が必要な場合には、審査会の個別審査を経て、市が必要と

認められた場合、1回に限り、最大1年間の更新ができる。

- 3 生涯一度だけの利用を原則とするものではない。例えば、生活環境や障害の状況の変化等により、再度のサービス利用を希望し、必要と判断した場合は、利用可能とする。
- 4 本人及び配偶者の世帯が課税世帯の場合は、負担上限月額のうち一般1（9,300円）については対象外のため、一般2（37,200円）の区分となる。

2-4 就労移行支援・就労継続支援【共通事項】

1 一般就労をしながらの就労系サービスの利用

(令和7年3月31日厚生労働省通知「就労移行支援事業、就労継続支援事業(A型、B型)における留意事項について」)

(1) 通常の事業所に雇用された後に労働時間を延長しようとする場合(労働時間延長支援型)

生活リズムの維持、雇用先の企業等と就労系障害福祉サービスの事業所との情報共有、合理的配慮の内容等についての調整等を通じ、円滑な一般就労への移行を目指すことを目的とする。

a 対象者

通常の事業所に雇用されている障害者であって、労働時間の延長の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするもの

b 利用条件

企業等での働き始めに、概ね週 10時間以上 20 時間未満から段階的に労働時間の延長を図ろうとする場合であって、以下の条件をいずれも満たした場合に利用できるものとする。

(a) 就労移行支援又は就労継続支援(以下「就労系福祉サービス」という。)の一時的な利用の前に就労系福祉サービスを受けており、就職後も引き続き同一の就労系福祉サービスの事業所において就労系福祉サービスの利用を必要としている場合

(b) 企業等から、就労系福祉サービスの一時的な利用のため、就労系福祉サービスの事業所への通所が認められている場合

(c) 勤務時間の延長を図るために就労系福祉サービスの一時的な利用が必要であると市町村が認めた場合

c 支給決定に当たっての留意事項

原則として、企業等に雇用される前に利用していた就労系福祉サービスの事業所と同一の事業所を引き続き利用する意向を有する場合に支給決定を行うこと。

また、b の(b)に関し、利用者に係るサービス等利用計画等において、段階的に概ね週 10 時間以上 20 時間未満から勤務時間を増やすことが記載され、雇用先の企業等も同意していることを確認すること。

d 利用期間

支給決定期間は、1か月から6か月までの範囲内で月を単位として定めること。利用期間については、円滑な職場定着が図られるよう、個々の状況に応じ、原則3か月から6か月以内の間とするが、延長が必要な場合は合計1年まで認めることとする。

(2) 休職からの復職を目指す場合(復職支援型)

復職に必要な生活リズムの確立、体力や集中力の回復、主治医や産業医との連携等を通じ、円滑な職場復帰を目指すことを目的とする。

a 対象者

通常の事業所に雇用されている障害者であって、休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするもの

b 利用条件

以下の条件をいずれも満たした場合に利用できるものとする。

(a) 当該休職者を雇用する企業、地域における就労支援機関や医療機関等による復職支援の実施

が見込めない又は困難である場合

(b) 休職中の障害者本人が復職を希望し、企業及び休職に係る診断をした主治医が、就労系障害福祉サービスによる復職支援を受けることにより復職することが適当と判断している場合

(c) 休職中の障害者にとって、就労系障害福祉サービスを実施することにより、より効果的に復職につなげることが可能であると市区町村が判断した場合

c 支給決定に当たっての留意事項

b の(a)及び(b)の要件に該当するかについては、以下の i から iii までの書類の提出により、確認を行うこと。

i 雇用先企業からの資料

当該企業による復職支援の実施が困難であり、休職中の障害者が就労系障害福祉サービスによる復職支援を受けることにより復職することが適当と判断していることを示す書類

ii 休職に係る診断をした主治医からの資料

当該主治医の属する医療機関による復職支援の実施が困難であり、休職中の障害者が就労系障害福祉サービスによる復職支援を受けることにより復職することが適当と判断していることを示す書類

iii 相談支援事業所(申請者)からの資料

地域における就労支援機関である障害者職業センター等による復職支援の利用が困難であることや、地域における医療機関による復職支援が見込めないことを示す書類(ただし、セルフプランの場合には、申請者が作成する同様の書類。この場合、市町村は、地域における就労支援機関及び医療機関による復職支援の実施状況等を調査した上で、支給決定の可否を判断すること。)

d 利用期間

支給決定期間は、1か月から6か月までの範囲内で月を単位として定めること。

利用期間については、企業の定める休職期間の終了までの期間(上限2年)とする。

(3) 就労を希望する障害者が概ね 10 時間未満の所定労働時間で一般就労へ移行した場合(就労移行支援短時間型)

a 対象者

就労移行支援の利用を経て、企業等での所定労働時間が概ね週 10 時間未満であることを目安として一般就労し、就労移行支援事業所で引き続き訓練を受けながら働くことが、勤務時間や労働日数を増やすことにつながる場合や、新たな職種への就職を希望しており、就労移行支援の利用が必要であると判断された者

b 利用条件・支給決定に当たっての留意事項

市町村が、上記支給決定を行うに当たっては、以下の 3 点を踏まえることとする。

(a) 就労移行支援を利用することにより、勤務時間や労働日数を増やすこと、又は新たな職種へ就職することにつながるか否か。

(b) 働きながら就労移行支援を利用することが利用者の加重的負担にならないか。

(c) 他のサービスや支援機関ではなく、就労移行支援を利用することが適当であるか否か。

c 利用期間

就労移行支援の標準利用期間(2年間)とし、最大で3年間の支給決定することができる。

2 在宅での就労系サービス利用

(1) 就労移行支援事業所又は就労継続支援事業所は、一般就労に移行し、しっかりと定着できるよう支援することが重要であるため、直接処遇職員は、利用者の状態や訓練の進捗状況等を直接確認し、作業に伴う指導や相談等を随時行う必要があり、原則として対面での支援を行うことが求められる。

しかし、重度障害者で通所が困難であることを理由に、在宅での就労を希望するものであって、在宅による支援の効果が認められると市町村が判断した利用者(以下「在宅利用者」という。)に対して、次のアからキまでの要件のいずれにも該当する場合に限り、在宅支援での利用を認める。

ア 通常の事業所に雇用されることが困難な障害者につき、就労の機会を提供するとともに生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援が行われるとともに、常に在宅利用者が行う作業活動、訓練等のメニューが確保されていること。

イ 在宅利用者の支援に当たり、1日2回は連絡、助言又は進捗状況の確認等のその他の支援が行われ、日報が作成されていること。また、作業活動、訓練等の内容又は在宅利用者の希望等に応じ、1日2回を超えた対応も行うこと。

ウ 緊急時の対応ができること。(1時間以内で駆けつけられる範囲とする)

(あらかじめ対応の流れを定めておくとともに、緊急事態が発生した際には当該事業所の職員が速やかに利用者の元へ駆けつけ、緊急時の対応が実施できる体制を整備しておく必要がある。

よって、緊急時対応が担保されないような地域への利用者へのオンライン支援は原則として認められない。)

エ 在宅利用者が作業活動、訓練等を行う上で疑義が生じた際の照会等に対し、随時、訪問や連絡による必要な支援が提供できる体制を確保すること。

オ 事業所職員による訪問、在宅利用者による通所又は電話・パソコン等のICT機器の活用により、評価等を1週間につき1回は行うこと。

カ 在宅利用者については、原則として月の利用日数のうち1日は事業所職員による訪問又は在宅利用者による通所により、在宅利用者の居宅又は事業所内において訓練目標に対する達成度の評価等を行うこと。

キ オが通所により行われ、あわせてカの評価等も行われた場合、カによる通所に置き換えて差し支えない。

(2) 在宅支援における留意点

ア 在宅と通所とを組み合わせることも可能だが、その日の利用者の体調や事業所の都合等により自由に変更するものではなく、事前に個別支援計画に位置付け、計画的に組み合わせる利用すること。

イ 運営規程において、在宅で実施する訓練内容及び支援内容を明記しておくとともに、在宅で実施した訓練内容及び支援内容並びに訓練状況及び支援状況を指定権者から求められた場合には提出できるようにしておくこと。その際、訓練状況(在宅利用者が実際に訓練している状況)及び支援状況(在宅利用者に訓練課題に係る説明や質疑への対応、健康管理や求職活動に係る助言等)については、本人の同意を得るなど適切な手続きを経た上で、音声データ、動画ファイル又は静止画像等をセキュリティーが施された状態で保存し、指定権者から求められた場合には個人情報に配慮した上で、提出できるようにしておくことが望ましい。

ウ 在宅でのサービス利用が認められるのは、「利用者本人が在宅でのサービス利用を希望し、市が在宅でのサービス利用を認めた」場合であり、事業所の都合等により在宅での支援とすることは認められない。

エ 在宅就労中は、報酬算定上、通常の通所による支援と考え方は同じであり、在宅就労時に別の障害福祉サービス(居宅介護など)を同時に受けることはできない。

(3)在宅利用を実施する場合の手続き

在宅利用を希望する場合は、以下の流れに従い、手続きを行うこと。

①利用者からの申し出とアセスメント、利用者の同意

- ・事業所は、利用者から在宅での就労支援の希望があった場合、その理由等を確認し、通常のアセスメントに加え、在宅就労を行うにあたり必要と考えられる利用者自身の自己管理能力等を確認するなど、在宅での利用をする妥当性を判断するアセスメントを行うこと。
- ・希望理由とアセスメントから、在宅での利用をすることが適切かつ効果的であると判断した場合は、その旨を個別支援計画に記載するとともに、「在宅利用における申出書」(様式1~3)を作成する。
- ・申出書を作成後、利用者本人の同意を得て、申出書にサインをもらう。

②市への申請

①の後、市に書類を提出すること。

※新規および更新等の申請の際に在宅利用を希望の場合、通常の新規(更新)の書類一式を提出する。その書類に加えて以下の書類を提出すること。なお、この書類は更新のつど提出が必要である。

1) 「在宅利用における申出書」

2) 在宅利用することについて記載がある個別支援計画の写し

これらの書類をもとに市で精査・検討を行った上で、市として決定する。

決定した場合、受給者証に「在宅利用／(事業所名)」と印字をする。市が認めた後でないと請求することができない。

③支援の提供と記録

先述のとおり、2(1)~(7)までの全ての要件を満たす場合にのみ、報酬算定可能となるため、以下の記録をしておくこと。

- ・支援を行った日ごとに、日報(訓練内容・支援記録)を作成すること。
- ・実績記録票の備考欄に「在宅支援」と記載すること。
- ・週1回、月1回の訓練目標に対する達成度の評価状況等を記録すること。

上記の旨を必ず記録に残し、事業所にて保管すること。本市より、支援記録等の提出を求められた場合、速やかに提出をすること。

2-4-1 就労移行支援

サービス内容

就労を希望する 65 歳未満の障害者であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれるものにつき、生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談その他の必要な支援を行う。

対象者と必要な障害支援区分

対象者

障害者、難病等の患者（児童含まない）

支援区分

区分不要

他の要件

就労を希望する 65 歳未満の障害者であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる者。具体例としては以下のとおりとする。

- 1 就労を希望する者であって、単独で就労することが困難であるため、就労に必要な知識及び技術の習得若しくは就労先の紹介その他の支援が必要な者
- 2 あん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許又はきゅう師免許を取得することにより、就労を希望する者

※ただし、65 歳以上の者は、65 歳に達する前 5 年間（入院その他やむを得ない事由により障害福祉サービスに係る支給決定を受けていなかった期間を除く。）引き続き障害福祉サービスに係る支給決定を受けていたものであって、65 歳に達する前日において就労移行支援に係る支給決定を受けていた者に限る。

支給基準量

当該月日数—8 日／月

支給量を定める単位

日／月

支給決定期間

1 年以内

運用上の基本的な考え方

- 1 2か月間は暫定支給決定（養成施設を除く）となる。
- 2 標準利用期間は2年。ただし、あん摩等の資格取得を目的とする養成施設を利用する場合は、3年または5年とする。
- 3 標準利用期間を超えてサービスの利用が必要な場合には、審査会の個別審査を経て、市が必要と認めた場合、1回に限り、最大1年間の更新ができる。
※令和9年4月以降は、延長前に原則「就労選択支援」の利用をしなければならない。
- 4 生涯一度だけの利用を原則とするものではない。例えば、生活環境や障害の状況の変化等により、再度のサービス利用を希望し、必要と判断した場合は、利用可能とする。
- 5 15歳以上の児童で、児童相談所長が利用することを適当と認めた場合、障害者とみなして利用の適否を決定する。なお、利用者負担は障害者と同じ扱いとする。

2-4-2 就労継続支援A型

サービス内容

通常の事業所に雇用されることが困難な障害者のうち適切な支援により雇用契約等に基づき就労する者につき、生産活動その他の活動の機会の提供その他就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行う。

対象者と必要な障害支援区分

対象者

障害者、難病等の患者（児童含まない）

支援区分

区分不要

他の要件

企業等に就労することが困難な者であって、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な利用開始時に65歳未満の者、又は65歳以上の者（65歳に達する前5年間（入院その他やむを得ない事由により障害福祉サービスに係る支給決定を受けていなかった期間を除く。）引き続き障害福祉サービスに係る支給決定を受けていたものであって、65歳に達する前日において就労継続支援A型に係る支給決定を受けていた者に限る。）又は通常の事業所に雇用されている65歳未満の者若しくは65歳以上の者であって、通常の事業所に新たに雇用された後の労働時間の延長若しくは休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするもの。

具体的には次のような例があげられる。

- ① 就労移行支援事業を利用したが、企業等の雇用に結びつかなかった者
- ② 特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用に結びつかなかった者
- ③ 企業等を離職した者等就労経験のある者で、現に雇用関係がない者
- ④ 通常の事業所に雇用された後に、労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とする者

支給基準量

当該月日数—8日／月

支給量を定める単位

日／月

支給決定期間

3年以内

運用上の基本的な考え方

- 1 2か月間は暫定支給決定となる。
- 2 障害者の一般就労を進める観点から、就労継続支援A型事業を創設し、福祉における雇用の場の拡大を目指しているところである。一方、障害者によっては直ちに雇用契約を結ぶことは難しいが、将来的には雇用関係へ移行することが期待できる者も多いことから、就労継続支援A型においては、次の要件により雇用によらない者の利用を可能とし、雇用関係への移行を進める。
 - (1) 雇用契約を締結する利用者に係る利用定員の数が10人以上であること。
 - (2) 雇用契約を締結しない利用者の定員が、雇用契約を結ぶ利用者の定員の半数未満であること。
 - (3) 雇用契約を締結する利用者と雇用契約を締結しない利用者の作業場所、及び作業内容を明確に区分すること（別棟であることや、施設の別の場所で別の作業を実施していること、勤務表、シフト表は別々に管理すること、誰が見ても明確に区分されている状態であること。）
- 3 令和9年4月以降は、新規でA型を利用とする場合、まずは「就労選択支援」の利用が原則となる。

2-4-2 就労継続支援B型

サービス内容

通常の事業所に雇用されることが困難な障害者のうち通常の事業所に雇用されていた障害者であつてその年齢、心身の状態その他の事情により引き続き当該事業所に雇用されることが困難となった者、就労移行支援によつても通常の事業所に雇用されるに至らなかった者その他の通常の事業所に雇用されることが困難な者につき、生産活動その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の支援を行う。

対象者と必要な障害支援区分

対象者

障害者、難病等の患者（児童含まない）

支援区分

区分不要

他の要件

就労移行支援事業所を利用したが一般企業等の雇用に結びついていない者や、一定年齢に達している者等であつて、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される者のうち、以下のいずれかに該当する者

- 1 就労経験がある者であつて、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者
- 2 50歳に達している者又は障害基礎年金1級を受給している者
- 3 1、2のいずれも該当しない者で、就労移行支援事業所等によるアセスメントにより就労面に係る課題等の把握が行われていて、就労継続支援B型を希望する者
- 4 障害者支援施設に入所する者については、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画案の作成の経路を経た上で、市町村が利用の組合せの必要性を認めた者
- 5 通常の事業所に雇用されている者であつて、通常の事業所に新たに雇用された後の労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とする者

支給基準量

当該月日数—8日／月

支給量を定める単位

日／月

支給決定期間

1年以内（ただし、50歳以上は3年、65歳以上は1年）

運用上の基本的な考え方

- 1 施設へ入所する者であっても、施設入所支援と併用の必要性について、次の要件を勘案し利用することが適当と判断した場合、就労継続支援B型サービスを利用できるものとする。
 - （1）入所させながら訓練等を実施することが必要かつ効果的である。
 - （2）地域の障害福祉サービスの提供体制の状況等から通所によって介護等を受けることが困難
- 2 生活介護、自立訓練（機能訓練、生活訓練）との併用は可能。就労継続支援A型との併用は不可。
- 3 同一日に複数の就労事業所を利用することはできない。
- 4 在宅就労中に、居宅介護を利用することはできない。居宅介護を利用する場合は、就労前後での時間に行うこと。
- 5 介護保険の認定がおりており、介護保険の通所サービスを利用している方は、当該月一8日から介護保険の通所サービスの利用日数を差し引いた日数のみ認める。

2-5 就労定着支援

サービス内容

就労移行支援、就労継続支援、生活介護、自立訓練の利用を経て、通常の事業所に新たに雇用された障害者の就労の継続を図るため、企業、障害福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整を行うとともに、雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での問題に関する相談、指導及び助言等の必要な支援を行う。

対象者と必要な障害支援区分

対象者

障害者、難病等の患者（児童含まない）

支援区分

区分不要

他の要件

就労移行支援事業等を利用した後、通常の事業所に新たに雇用された障害者であって、就労を継続している期間が6か月（通常の事業所に雇用された後に労働時間の延長の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とする者として、就労移行支援等を利用した場合は、当該就労移行支援等の終了日の翌日から起算して6か月、休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とする者として、就労移行支援等を利用した場合は、復職した日から起算して6か月）を経過した障害者

支給基準量

当該月日数／月

支給量を定める単位

日／月

支給決定期間

1年以内

運用上の基本的な考え方

- 1 標準利用期間は3年間とする。（暫定支給および延長はなし）

- 2 原則として就職後6か月経過後からの支給決定を行う。
なお、就労後7か月以上経過した後、本人が就労定着支援を希望した場合には、就労し始めてから3年6か月を超えない期間に限り支給決定を行う。就労後3年6か月以上経過している者に対して就労定着支援は支給しない。
- 3 職場定着のための支援について、就労定着支援事業者は利用者に対して対面による支援を月1回以上行うこと。
ただし、利用者を雇用する事業主側に特段の合理的理由がある場合は除く。
- 4 就労定着支援は、就労の継続を図るため様々な機関との連絡調整を行うとともに、雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言等の支援を行うものであり、自立生活援助の支援内容を含むため、自立生活援助との併給はできない。
また、就労定着支援を利用する障害者は、一般企業に6か月以上就労が継続できている障害者であり、新たに生活に関する訓練を行うことは想定されないため、自立訓練（生活訓練）との併給はできない。
- 5 支給決定の際、雇用開始日がわかる書類の提出が必要となる。具体的には、雇用契約書や労働通知書等にて確認を行う。
- 6 就労定着支援利用中に離職した後、1か月以内に再就職した者については、1回に限り支給決定を認めるものとする。

2-6 就労選択支援

サービス内容

就労を希望する障害者又は就労の継続を希望する障害者が、就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する。

対象者と必要な障害支援区分

対象者

就労移行支援又は就労継続支援を利用する意向を有する者及び現に就労移行支援又は就労継続支援を利用している障害者、難病等の患者（児童含まない）

支援区分

区分不要

他の要件

- ・ 新たに就労継続支援A型や就労移行支援を利用する意向がある障害者
- ・ 就労経験がある者（年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者に限る。）、50歳に達している者、障害基礎年金1級受給者のいずれかであって、新たに就労継続支援B型を利用する意向がある障害者
- ・ 既に就労移行支援又は就労継続支援を利用しており、支給決定の更新等の意向がある障害者

| サービス類型 | | 新たに利用する意向がある障害者 | 既に利用しており、支給決定の更新の意向がある障害者 |
|----------|--|-----------------|-------------------------------------|
| 就労継続支援B型 | 現行の就労アセスメント対象者（下記以外の者） | 令和7年10月から原則利用 | 希望に応じて利用 |
| | ・ 50歳に達している者又は障害基礎年金1級受給者 ・ 就労経験ありの者（就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難になった者） | 希望に応じて利用 | |
| 就労継続支援A型 | | 令和9年4月から原則利用 | |
| 就労移行支援 | | 希望に応じて利用 | 令和9年4月から原則利用※ 標準利用期間を超えて更新を希望する者 |

支給基準量

当該月日数—8日／月

支給量を定める単位

日／月

支給決定期間

原則1か月

支給決定期間を延長することは原則想定していないが、1か月の支給決定を行い、支援開始後に以下の事由（以下「例外事由」という。）に該当することが明らかになった場合に限り、一度のみ、再度1か月の支給決定を行うことができる。それ以上の延長はできない。

- ・ 自分自身に対して過小評価、過大評価を有していたり、自分自身の特性に対する知識等の不足等、進路に関する自己理解に大きな課題があり、自己理解等の改善に向け、1か月以上の時間をかけた継続的な作業体験を行う必要がある場合
- ・ 作業に対する集中力や体力の持続、意欲・作業態度の持続に加え、体調や精神面の安定等に課題があり、進路を確定するに当たり、1か月以上の時間をかけた観察が必要な場合

運用上の基本的な考え方

1 児童のサービスとの同一日の利用について

以下のようなサービスについては、支援内容・報酬に重なりはなく、同一日に併給できる。

① 放課後等デイサービス

（例）満18歳未満の障害児が、日中に特別支援学校に出席する代わりに就労選択支援を利用した後、夕方に放課後等デイサービスを利用する。

- ・ 就労選択支援は、授業の時間帯も活用して、卒業後の就労に向けて客観的かつ専門的なアセスメント等を行うサービスである一方、放課後等デイサービスは、授業の終了後等に生活能力の向上のために必要な支援等を行うサービスであって、就労に向けたアセスメント等の支援は含まれない。そのため、支援内容・報酬に重なりはなく、同一日に併給できる。

② 障害児入所施設

（例）障害児入所施設の入所児童が、日中に特別支援学校に出席する代わりに就労選択支援を利用する。

就労選択支援は、就労に関する客観的かつ専門的なアセスメントを行うサービスである一方、障害児入所支援は、保護や日常生活における基本的な動作及び独立自活に必要な知識技能の習得のための支援を行うサービスであるが、就労に向けたアセスメント等の支援は含まれない。そのため、支援内容・報酬に重なりはなく、同一日に併給できる。

2 障害福祉サービスの日中活動サービス（生活介護、自立訓練（宿泊型を除く）、就労移行支援、就労継続支援）との同一日の利用について

どちらも日額報酬であり、日中のまとまった時間帯の支援が想定されていること、就労移行支援体制加算が算定でき、就労に向けた支援が想定されていることから支援の重なりがあると考えられ、就労選択支援の報酬を算定した場合には、同一日に他の日中活動サービスの報酬は算定できない。

（例）午前就労継続支援B型を利用し、午後就労選択支援を利用する

なお、事業所間同士の合議による報酬の按分により、両サービスを同一日に利用することを妨げるものではない。按分方法としては、例えば、①同一日の別の時間帯に各々のサービスを提供

する場合は各々の利用時間に基づき報酬を按分する、②同一日の同時間に両サービスを提供する場合(A型事業所の作業場面において就労選択支援のアセスメントを行う等)は報酬を等分する等が考えられる。

3 同一法人が運営する就労系障害福祉サービスの利用者について

就労継続支援や就労移行支援を利用中の者が、当該サービスに係る受給者証の更新や事業所の変更を検討するに当たって就労選択支援を利用する場合、アセスメントや情報提供の客観性を担保するため、当該サービスを提供している事業所と同一の法人が運営する就労選択支援は利用できない。

2-7 自立生活援助

サービス内容

居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題につき、定期的な巡回訪問、又は随時通報を受けて行う訪問、相談対応等により、障害者の状況を把握し、必要な情報の提供および助言並びに相談、関係機関との連絡調整等の自立した日常生活を営むための環境整備に必要な援助を行う。

対象者と必要な障害支援区分

対象者

障害者、難病等の患者（児童含まない）

支援区分

区分不要

他の要件

居宅において単身であるため、又はその家族と同居している場合であっても家族等の障害・疾病等や当該障害者の生活環境の大きな変化その他の事情により、居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題に対する支援が見込めない状況にある障害者であって、上記のサービス内容の支援を要する者。具体的には以下のとおり。

- (1) 障害者支援施設、のぞみの園、宿泊型自立訓練事業所、児童福祉施設、療養介護を行う病院に入所していた障害者
(児童福祉施設に入所していた18歳以上の者、障害者支援施設等に入所していた15歳以上の障害者みなしの者も対象)
- (2) 共同生活援助を行う住居又は福祉ホームに入居していた障害者
- (3) 精神科病院に入院していた精神障害者
- (4) 救護施設又は更生施設に入所していた障害者
- (5) 刑事施設（刑務所、少年刑務所、拘置所）、少年院に収容されていた障害者
- (6) 更生保護施設に入所していた障害者又は自立更生促進センター、就業支援センター若しくは自立準備ホームに宿泊していた障害者
- (7) 現に地域において一人暮らしをしている障害者又は同居する家族が障害、疾病等により当該家族による支援が見込めないために実質的に一人暮らしと同等の状況にある障害者であって、当該障害者を取り巻く人間関係、生活環境又は心身の状態等の変化により、自立した地域生活を継続することが困難と認められる者
- (8) 同居する家族に障害、疾病のない場合であっても、地域移行支援を利用して退院・退所した者、精神科病院の入退院を繰り返している者、強度行動障害や高次脳機能障害等の状態にある者等、地域生活を営むための支援を必要としている者

支給基準量

当該月日数／月

支給量を定める単位

日／月

支給決定期間

1年以内

運用上の基本的な考え方

- 1 標準利用期間は1年間とする。
- 2 自立生活援助の支援内容としては、利用者の居宅を月2回以上定期訪問し、食事や洗濯、掃除等に課題はないか、公共料金や家賃の滞納はないか、体調に変化はないか、通院しているか、地域住民との関係は良好か等について確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行う。
また、定期訪問だけでなく、利用者からの相談・要請があった際は、訪問・電話・メール等による随時の対応も行う。
- 3 地域定着支援の併給はできない。

2-8 共同生活援助(グループホーム)

サービス内容

障害者等につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行う。

対象者と必要な障害支援区分

対象者

障害者、難病等の患者（基本、児童含まない）

支援区分

区分不要

ただし、入浴、排せつ又は食事等の介護を行う場合は、障害支援区分の認定手続きが必要。

他の要件

身体障害者及び難病等の患者に関しては、新規利用開始時に 65 歳未満の者

ただし、身体障害者にあつては、65 歳未満の者又は 65 歳に達する日の前日までに障害福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある者に限る。（65 歳に達した以降に身体障害者となった者について対象外）

支給基準量

当該月日数／月

支給量を定める単位

日／月

支給決定期間

3 年以内（体験利用は 1 年以内）

運用上の基本的な考え方

- 1 体験利用の場合、連続 30 日以内かつ年 50 日以内に限り利用できる。
- 2 原則、居宅介護、重度訪問介護、短期入所、宿泊型自立訓練、日中一時支援、訪問入浴サービスとの併給はできない。

- 3 補足給付として、生活保護または低所得世帯のグループホーム利用者が負担する家賃を対象として、利用者1人あたり月1万円を上限に補足給付を行う。補足給付を支給する際は、年に1回、家賃額がわかる書類の確認が必要。

| 家賃額 | 補足給付額 |
|-------|---------|
| 1万円未満 | 実費 |
| 1万円以上 | 1万円(上限) |

- 4 外部サービス利用型での居宅介護の利用について

外部サービス利用型グループホームは、事業者が基本サービス（日常生活の援助）は行うが、介護スタッフ（生活支援員）の配置は不要。

居宅介護を利用する場合は、グループホームが外部の居宅介護事業者と委託契約を締結し、連携すること等による介護サービスの提供を行う（以下、受託居宅介護サービスという）。ただし、委託可能なサービスは身体介護のみである。

受託居宅介護サービスの支給標準時間（分/月）は以下の範囲内で定めることを基本とする。

【支給標準時間】

| | |
|-----|----------|
| 区分2 | 150分/月 |
| 区分3 | 600分/月 |
| 区分4 | 900分/月 |
| 区分5 | 1,300分/月 |
| 区分6 | 1,900分/月 |

第3節 地域相談支援

3-1 地域移行支援

サービス内容

障害者支援施設等に入所している障害者又は精神科病院に入院している精神障害者その他地域における生活に移行するために重点的な支援を必要とする者につき、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の必要な支援を行う。

対象者と必要な障害支援区分

対象者

障害者、難病等の患者（児童含まない）

支援区分

区分不要

他の要件

以下の者のうち、地域生活への移行のための支援が必要と認められる者

- 1 障害者支援施設、のぞみの園、児童福祉施設、又は療養介護を行う病院に入院している障害者（児童福祉施設に入所する18歳以上の者、障害者支援施設等に入所する15歳以上の者も対象。）
- 2 精神科病院に入院している精神障害者
申請者が精神科病院に入院する精神障害者の場合については、長期に入院していることから地域移行に向けた支援の必要性が相対的に高いと見込まれる、直近の入院期間が1年以上の者を中心に対象とすることとするが、直近の入院期間が1年未満である者であっても、例えば、措置入院や医療保護入院者で住居の確保などの支援を必要とする者や、地域移行支援を行わなければ入院の長期化が見込まれる者についても対象。地域移行支援の対象となる精神科病院には、医療観察法第2条第4項の指定医療機関も含まれており、医療観察法の対象となる者に対する支援においては保護観察所と連携すること。
- 3 救護施設又は更生施設に入所している障害者
- 4 刑事施設（刑務所、少年刑務所、拘置所）、少年院に収容されている障害者
保護観察所、地域生活定着支援センターが行う支援との重複を避け、役割を明確にする観点等から、特別調整の対象となった障害者（「高齢又は障害により特に自立が困難な矯正施設収容中の者の社会復帰に向けた保護、生活環境等の調整について（通達）」（平成21年4月17日法務省保観第244号。法務省矯正局長、保護局長連名通知。）に基づき、特別調整対象者に選定された障害者をいう。）のうち、矯正施設から退所するまでの間に障害福祉サービスの体験利用や体験宿泊など矯正施設在所中に当該施設外で行う支援の提供が可能であると見込まれるなど指

定一般相談支援事業者による効果的な支援が期待される障害者を対象とする。

- 5 更生保護施設に入所している障害者又は自立更生促進センター、就業支援センター若しくは自立準備ホームに宿泊している障害者

支給基準量

当該月日数／月

支給量を定める単位

日／月

支給決定期間

6か月

運用上の基本的な考え方

- 1 支給決定期間内の利用で十分な成果が得られず、かつ、引き続き地域移行支援を提供することによる地域生活への移行が具体的に見込まれる場合には、6か月の範囲内で更新できる。
- 2 さらなる更新については、審査会の個別審査を経て判断するものとする。
- 3 報酬額の全額が地域相談支援給付費として支給されるため、利用者の自己負担はない。

3-2 地域定着支援

サービス内容

居宅において単身等で生活する障害者につき、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他の必要な支援を行う。

対象者と必要な障害支援区分

対象者

障害者、難病等の患者（児童含まない）

支援区分

区分不要

他の要件

- 1 居宅において単身であるため緊急時の支援が見込めない状況にある者
- 2 居宅において家族と同居している障害者であっても、当該家族等が障害、疾病等のため、障害者に対し、当該家族等による緊急時の支援が見込めない状況にある者（障害者支援施設等や精神科病院から退所・退院した者の他、家族との同居から一人暮らしに移行した者や地域生活が不安定な者等も含む）

支給基準量

当該月日数／月

支給量を定める単位

日／月

支給決定期間

1年以内

運用上の基本的な考え方

- 1 共同生活援助、宿泊型自立訓練の入居者に係る常時の連絡体制の整備、緊急時の支援等については、通常、当該事業所の世話人等が対応することとなるため対象外。
- 2 支給決定期間は1年間まで。対象者や同居する家族等の心身の状況や生活状況、緊急時支援の実績等を踏まえ、引き続き地域生活を継続していくための緊急時の支援体制が必要と見込まれる場合には、1年の範囲内で支給決定期間の更新ができる。（更なる更新についても、必要と判断した場合については更新可能とする。）